

# 運営に関する基準

## 衛生管理等（条例第35条）

指定居宅介護事業者は、従業員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

3 指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

（1）当該指定居宅介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。

（2）当該指定居宅介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

（3）当該指定居宅介護事業所において、従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

感染対策マニュアルについてはこちらから。（厚生労働省ホームページ）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_15758.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html)

## 掲示（条例第36条）

指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

## 身体拘束等の禁止（条例第36条の2）

指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

2 指定居宅介護事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

3 指定居宅介護事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

（1）身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。

（2）身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

（3）従業員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

## 秘密保持等（条例第37条）

指定居宅介護事業所の従業員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定居宅介護事業者は、従業員又は管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定居宅介護事業者は、他の指定居宅介護事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ておかななければならない。

## 情報の提供等（条例第38条）

第38条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定居宅介護事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護事業者について広告をする場合においては、その内容を虚偽又は誇大なものとしてはならない。

## 利益供与等の禁止（条例第39条）

指定居宅介護事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業員に対し、利用者又はその家族に対して当該指定居宅介護事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 指定居宅介護事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業員から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

○ 感染症の発生及びまん延の防止等に関する取組の徹底を求める観点から、事業者の取組みとして、  
①感染対策委員会の定期開催及び結果の従業員周知徹底、②指針の整備、③定期的な研修・訓練の実施が義務付けられました。3年間の経過措置（令和6年3月31日まで）の後、**令和6年4月1日から義務化**。



### ① 感染対策委員会の定期開催及び結果の従業員周知徹底の義務化

- 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（**感染対策委員会**）を指します。（テレビ電話装置等を活用して行うことも可能）
- **感染対策委員会の定期的な開催**及び、**検討結果を従業員に対し、周知徹底を図ることが義務化**されます。  
\* おおむね6月に1回以上開催



### ② 指針の整備の義務化

- 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための**指針の整備**が義務化されます。
- 指針には、**平常時の対策**と、**発生時の対応**を規定する必要があります。
- それぞれの項目の記載内容の例については、厚生労働省資料「[障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル](#)」も踏まえて検討してください。



### ③ 定期的な研修・訓練の実施の義務化

- 従業員に対して、感染症の予防及びまん延の防止のための**研修及び訓練の定期的な実施**が義務化されます。
- **研修**は、厚生労働省資料「[障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル](#)」等を活用し、事業所内で行うものでも差し支えありません。
- **訓練**は、机上を含めその実施手法は問いませんが、机上及び実地での訓練を適切に組み合わせて実施してください。

【②③の参考】 （厚生労働省）感染対策マニュアル  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_15758.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html)



障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成18年12月6日障発第1206001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

## （24）衛生管理等

② 同条第3項に規定する感染症が発生し、又はまん延しないように講ずべき措置については、具体的には次のアからウまでの取扱いとすること。各事項について、同項に基づき指定居宅介護事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。

なお、感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る義務付けの適用に当たっては、令和3年改正省令附則第4条において、3年間の経過措置を設けており、**令和6年3月31日までの間は、努力義務とされている。**

### ア 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会

当該指定居宅介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（以下「感染対策委員会」という。）であり、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に、感染症対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましい。構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、専任の感染対策を担当する者（以下「感染対策担当者」という。）を決めておくことが必要である。感染対策委員会は、利用者の状況など指定居宅介護事業所の状況に応じ、**おおむね6月に1回以上、定期的に開催**するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。

感染対策委員会は、テレビ電話装置等（リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器をいう。以下同じ。）を活用して行うことができるものとする。ただし、障害のある者が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。この際、厚生労働省「福祉分野における個人情報保護に関するガイドライン」等を遵守すること。

なお、感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。また、指定居宅介護事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。

### イ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針

当該指定居宅介護事業所における「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定する。

平常時の対策としては、指定居宅介護事業所内の衛生管理（環境の整備等）、支援にかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等が想定される。また、発生時における指定居宅介護事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要である。

なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」も踏まえて検討すること。

### ウ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練

従業者に対する「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該指定居宅介護事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的な支援の励行を行うものとする。

# 衛生管理等（条例第35条）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成18年12月6日障発第1206001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

## （24）衛生管理等

職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該指定居宅介護事業所が**定期的な教育（年1回以上）を開催**するとともに、**新規採用時には感染対策研修を実施することが望ましい**。また、研修の実施内容についても記録することが必要である。

なお、研修の実施は、厚生労働省「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」等を活用するなど、指定居宅介護事業所内で行うものでも差し支えなく、当該指定居宅介護事業所の実態に応じ行うこと。

また、平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、**発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（年1回以上）に行うことが必要**である。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、指定居宅介護事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上での支援の演習などを実施するものとする。

訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。

## 身体拘束廃止未実施減算について

①～④のいずれかに当てはまる場合は減算とする。

①身体拘束等に係る記録が行われていない場合

②身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を1年に1回以上開催していない場合

③身体拘束等の適正化のための指針を整備していない場合

④身体拘束等の適正化のための研修を1年に1回以上実施していない場合

○ 当該減算については、上記の①～④のいずれかに該当する事実が生じた場合であって、速やかに改善計画を指定権者に提出した後、事実発生月から3月後に改善計画に基づく改善状況を指定権者に報告することとし、事実が生じた月の翌月から**改善が認められた月までの間について、利用者全員に対して、所定単位数の1%を減算する。**

【参考資料】 ● 「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」（令和6年7月）  
<https://www.mhlw.go.jp/content/001282170.pdf>

（9）身体拘束等の適正化の推進【計画相談支援、障害児相談支援、地域相談支援、自立生活援助、就労定着支援を除く全サービス】

① 施設・居住系サービスについて、身体拘束等の適正化の徹底を図る観点から、減算額を引き上げる。

② 訪問・通所系サービスについて、減算額を見直す。

《身体拘束廃止未実施減算の見直し》

〔現 行〕

基準を満たしていない場合に、1日につき5単位を所定単位数から減算する。

〔見直し後〕

（施設・居住系サービス）※1

基準を満たしていない場合に、所定単位数の10%を減算する。

（訪問・通所系サービス）※2

基準を満たしていない場合に、所定単位数の1%を減算する。

※1 障害者支援施設（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む）、療養介護、障害児入所施設、共同生活援助、宿泊型自立訓練

※2 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、生活介護、短期入所、自立訓練（宿泊型自立訓練を除く）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（障害者支援施設が行う各サービスを除く）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号）

（身体拘束等の禁止）

第三十五条の二 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

2 指定居宅介護事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

3 指定居宅介護事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

二 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成18年12月6日障発第1206001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

（26）身体拘束等の禁止（基準第35条の2）

① 基準第35条の2第1項及び第2項は、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならず、緊急やむを得ない場合に身体拘束等を行う場合にあっては、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこととしたものである。

② 同条第3項第1号の「身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会」（以下「身体拘束適正化検討委員会」という。）は、事業所に従事する幅広い職種により構成する。構成員の責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の身体拘束等の適正化対応策を担当する者を決めておくことが必要である。身体拘束適正化検討委員会には、第三者や専門家を活用することが望ましく、その方策として、医師（精神科専門医等）、看護職員等の活用が考えられる。また、事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可能であるため、事業所の規模に応じた対応を検討すること。

なお、身体拘束適正化検討委員会は、少なくとも1年に1回は開催することが望ましいが、虐待防止委員会と関係する職種等が相互に関係が深いと認めることも可能であることから、虐待防止委員会と一体的に設置・運営すること（虐待防止委員会において、身体拘束等の適正化について検討する場合も含む。）も差し支えない。指定居宅介護事業所が、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、身体拘束等の適正化について、事業所全体で情報共有し、不適切な身体拘束等の再発防止や身体拘束等を行わない支援方法の検討につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要である。

身体拘束適正化検討委員会における具体的な対応は、次のようなことを想定している。

ア 身体拘束等について報告するための様式を整備すること。

イ 従業者は、身体拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、アの様式に従い、身体拘束等について報告すること。

ウ 身体拘束適正化検討委員会において、イにより報告された事例を集計し、分析すること。

エ 事例の分析に当たっては、身体拘束等の発生時の状況等を分析し、身体拘束等の発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討すること。

オ 報告された事例及び分析結果に従業者に周知徹底すること。

カ 適正化策を講じた後に、その効果について検証すること。

③ 同条同項第2号の指定居宅介護事業所が整備する「**身体拘束等の適正化のための指針**」には、次のような項目を盛り込むこととする。

ア 事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

イ 身体拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項

ウ 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

エ 事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針

オ 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針

カ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

キ その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

④ 同条同項第3号の従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修の実施に当たっては、身体拘束等の適正化の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発するとともに、当該指定居宅介護事業所における指針に基づき、適正化の徹底を図るものとする。職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定居宅介護事業所が指針に基づいた研修プログラムを作成し、**定期的な研修を実施（年一回以上）**するとともに、**新規採用時には必ず身体拘束等の適正化の研修を実施することが重要である。**

また、研修の実施内容について記録することが必要である。なお、研修の実施に当たっては、事業所内で行う職員研修で差し支えなく、他の研修と一体的に実施する場合や他の研修プログラムにおいて身体拘束等の適正化について取り扱う場合、例えば、虐待防止に関する研修において身体拘束等の適正化について取り扱う場合は、身体拘束等の適正化のための研修を実施しているものとみなして差し支えない。

## 苦情解決（条例第40条）

指定居宅介護事業者は、その提供した指定居宅介護に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定居宅介護事業者は、その提供した指定居宅介護に関し、法第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定居宅介護事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定居宅介護事業者は、その提供した指定居宅介護に関し、法第11条第2項の規定により市長が行う報告若しくは指定居宅介護の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市長が行う調査に協力するとともに、市長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5 指定居宅介護事業者は、その提供した指定居宅介護に関し、法第48条第1項の規定により市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定居宅介護事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

6 指定居宅介護事業者は、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、第3項から前項までの改善の内容を市町村又は市町村長に報告しなければならない。

7 指定居宅介護事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しなければならない。

## 事故発生時の対応（条例第41条）

指定居宅介護事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について、記録しなければならない。

3 指定居宅介護事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

## 虐待の防止（条例第41条の2）

指定居宅介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

（1）当該指定居宅介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

（2）当該指定居宅介護事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

（3）前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

### **（8）障害者虐待防止の推進【全サービス】**

① 令和4年度から義務化された障害者虐待防止措置を未実施の障害福祉サービス事業所等に対して、基本報酬を減算する。

② 指定基準の解釈通知において、

- ・ 虐待防止委員会（身体拘束適正化委員会を含む。）において、外部の第三者や専門家の活用に努めることや、
- ・ 障害福祉サービス事業所等の管理者及び虐待防止責任者が、都道府県の実施する虐待防止研修を受講することが望ましいことを明示する。

### **《虐待防止措置未実施減算【新設】》**

次の基準を満たしていない場合に、所定単位数の1%を減算する。

- ① 虐待防止委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること
- ② 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること
- ③ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと

# 運営に関する基準

## 会計区分（条例第42条）

指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

## 記録の整備（条例第43条）

指定居宅介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供に関する規則で定める記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

完結の日とは・・

利用者との契約の終了日又はサービス提供した日ではなく、それぞれの書類ごとにその書類を使わなくなった日とする。利用者との契約が継続している間において、当該利用者に関する全ての記録の保存を求めるものではない。例えば、自立支援給付に関する費用等の請求の根拠となるサービス提供の記録は、その記録に対する自立支援給付に関する費用等を請求し、受領した日が「完結の日」となり、その翌日から5年間保存することとなる。

その他保存すべき書類（サービス提供の記録、個別支援計画、市町村への通知、身体拘束等、苦情の内容等の記録、事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録等）

## 《虐待防止措置未実施減算【新設】》

次の基準を満たしていない場合に、所定単位数の1%を減算する。

- ① 虐待防止委員会を定期的を開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図ること
- ② 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること
- ③ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと



## ① 虐待防止委員会の定期開催及び結果の従業員周知徹底の義務化

- 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（**虐待防止委員会**）を指します。  
（テレビ電話装置等を活用して行うことも可能）
- 虐待防止委員会の**定期的な開催**及び、**検討結果を従業員に対し、周知徹底を図ること**が義務化されます。



## ② 定期的な研修の実施の義務化

- 従業員に対して、虐待の防止のための**研修の定期的な実施（年1回以上）**が義務化されます。
- 研修は虐待防止委員会が作成した研修プログラムを年1回以上実施し、**新規採用時には必ず虐待防止の研修を実施**してください。



## ③ 虐待防止等のための担当者の配置の義務化

- 虐待防止委員会の定期開催や虐待の防止のための研修の定期的な実施等の措置を適切に実施するための**担当者を配置すること**が義務化されます。
- 虐待防止のための担当者については、**サービス提供責任者等（※）**を配置してください。  
（※）サービス管理責任者や児童発達支援管理責任者、相談系サービス（地域移行支援・地域定着支援・計画相談支援・障害児相談支援）は「**相談支援専門員**」が該当します。

- 「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」  
（令和6年7月）  
<https://www.mhlw.go.jp/content/001282170.pdf>
- 「障害者虐待防止の理解と対応」  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000686501.pdf>
- 「わかりやすい障害者虐待防止法パンフレット」  
[https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu/gyakutai\\_panf\\_1.pdf](https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu/gyakutai_panf_1.pdf)

**障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号）**

**（虐待の防止）**

第四十条の二 指定居宅介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 当該指定居宅介護事業所における**虐待の防止のための対策を検討する委員会**（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を**定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。**
- 二 当該指定居宅介護事業所において、**従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。**
- 三 前二号に掲げる措置を適切に実施するための**担当者を置くこと。**

**障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成18年12月6日障発第1206001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）**

**（31）虐待の防止（基準第40条の2）**

① 同条第1号の**虐待防止委員会の役割は、**

- ・ **虐待防止のための計画づくり（虐待防止の研修、労働環境・条件を確認・改善するための実施計画づくり、指針の作成）**
- ・ **虐待防止のチェックとモニタリング（虐待が起こりやすい職場環境の確認等）**
- ・ **虐待発生後の検証と再発防止策の検討（虐待やその疑いが生じた場合、事案検証の上、再発防止策を検討、実行）**

の3つがある。

虐待防止委員会の設置に向けては、構成員の責務及び役割分担を明確にするとともに、**専任の虐待防止担当者（必置）を決めておくことが必要**であり、虐待防止委員会の構成員には、利用者やその家族、専門的な知見のある外部の第三者等も加えることが望ましい。

なお、事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可であるため、事業所の規模に応じた対応を検討すること。

虐待防止委員会の開催に必要な人数については事業所の管理者や虐待防止担当者（必置）が参画していれば最低人数は問わないが、**委員会での検討結果を従業者に周知徹底することが必要**である。

なお、**虐待防止委員会は、少なくとも1年に1回は開催することが必要**であるが、身体拘束等適正化検討委員会と関係する職種等が相互に関係が深いと認めることも可能であることから、虐待防止委員会と一体的に設置・運営することも差し支えない。

指定居宅介護事業所が、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、虐待の防止のための対策について、事業所全体で情

報共有し、今後の未然防止、再発防止につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要である。

**具体的には、次のような対応を想定**している。

ア 虐待（不適切な対応事例も含む。）が発生した場合、当該事案について報告するための様式を整備すること。

イ 従業者は、虐待の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、アの様式に従い、虐待について報告すること。

ウ 虐待防止委員会において、イにより報告された事例を集計し、分析すること。

エ 事例の分析に当たっては、虐待の発生時の状況等を分析し、虐待の発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の再発防止策を検討すること。

オ 労働環境・条件について確認するための様式を整備するとともに、当該様式に従い作成された内容を集計、報告し、分析すること。

カ 報告された事例及び分析結果に従業者に周知徹底すること。

キ 再発防止策を講じた後に、その効果について検証すること。

② 指定居宅介護事業所は次のような項目を定めた「虐待防止のための指針」を作成することが望ましい。

ア 事業所における虐待防止に関する基本的な考え方

イ 虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項

ウ 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

エ 施設内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針である。

オ 虐待発生時の対応に関する基本方針

カ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

キ その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針

③ 同条第2号の従業者に対する虐待防止のための研修の実施に当たっては、虐待防止の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発するとともに、指針を作成した事業所においては当該指針に基づき、虐待防止の徹底を図るものとする。

職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定居宅介護事業所の虐待防止委員会が作成した研修プログラムを実施し、**定期的な研修を実施（年1回以上）するとともに、新規採用時には必ず虐待防止の研修を実施すること**が重要である。

また、研修の実施内容について記録することが必要である。なお、研修の実施は、施設内で行う職員研修及び協議会又は基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加した場合でも差し支えない。

④ 同条第3号の**虐待防止のための担当者については、サービス提供責任者等を配置すること**。

## 1. 感染症の発生及びまん延の防止等に関する取組みの義務化

▶ 委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練の実施等について 令和6年4月1日から義務化

厚生労働省 感染対策マニュアル・業務継続ガイドライン等

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_15758.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html)

障害福祉サービス事業所等における感染対策指針作成の手引き

<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000712997.pdf>

## 2. 業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練実施の義務化

▶ 業務継続に向けた計画策定や研修 訓練の実施等について 令和6年4月1日から義務化

厚生労働省 感染対策マニュアル・業務継続ガイドライン等

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_15758.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html)

障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン等

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_17517.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17517.html)

障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン

<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000940032.pdf>

## 3. 障害者虐待防止に係る取組みの義務化

▶ 委員会の開催や研修の実施等について 令和4年4月1日から義務化

厚生労働省 障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き 令和6年7月

<https://www.mhlw.go.jp/content/001282170.pdf>

## 4. 身体拘束等の適正化に係る取組みの義務化

▶ 委員会の開催、指針の整備、研修の実施等について 令和4年4月1日から義務化

厚生労働省 虐待防止通知・関連資料等

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/shougaisahukushi/gyakutaiboushi/tsuuchi.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaisahukushi/gyakutaiboushi/tsuuchi.html)

厚生労働省 障害者虐待防止法の理解と対応

<https://www.mhlw.go.jp/content/000686501.pdf>

# 実地指導における指導項目 【訪問系事業所】

|   | 指導項目（標題）       | 改善を要する事項に係る事例等<br>（誤った取扱い事例等）                         | 事業者として対応が求められる内容<br>（適正な取扱い等）                                                                                                                                                                  | 根拠条文等            |
|---|----------------|-------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|
| 1 | 契約支給量の報告等      | 利用契約をしたときは、受給者証記載事項その他必要な事項を支給決定市町村に対する報告が遅れていた。      | 利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項等の必要な事項を支給決定市町村に遅滞なく報告すること。                                                                                                                                              | 基準条例第10条第3項      |
| 2 | 給付費の額に係る通知等    | 法定代理受領により給付費の支給を受けたが、利用者に対しその額を通知していなかった。             | 法定代理受領により市町村から給付費の支給を受けた場合は、利用者に対し給付費の額を通知すること。                                                                                                                                                | 基準条例第23条第1項      |
| 3 | 身体拘束適正化        | 身体拘束等の適正化のための取組が適切に行われていない。                           | 指定居宅介護事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずること。<br>① 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。<br>② 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。<br>③ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。 | 基準条例第36条の2       |
| 4 | 特定事業所加算        | 加算算定の人材要件について、サービスごとに毎月継続して実績の確認の記録がなかった。             | 人材要件の実績確認をサービスごとに毎月継続して行うこと。                                                                                                                                                                   | 留意事項通知第二の2(1)⑮ほか |
| 5 | 福祉・介護職員等処遇改善加算 | 書面により従業者へ周知を行うと計画されていたが、その書面がなく、周知されているかどうかを確認できなかった。 | 福祉・介護職員処遇改善加算の算定に当たっては、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施方法その他の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知すること。また、その周知資料等を保存すること。                                                                               | 平成18厚労告543・第2号ほか |

# 令和3年4月改正 運営に関する基準 実施チェックシート

| 項目         | 条例             | 内容                                | 解釈通知              | 実施チェック欄                  |
|------------|----------------|-----------------------------------|-------------------|--------------------------|
| 業務継続計画の策定等 | 条例第34条の2第1項    | 業務継続計画の策定                         | 計画を策定すること         | <input type="checkbox"/> |
| 業務継続計画の策定等 | 条例第34条の2第2項    | 研修                                | 年1回以上、新規採用時       | <input type="checkbox"/> |
| 業務継続計画の策定等 | 条例第34条の2第2項    | 訓練（シュミレーション）                      | 年1回以上             | <input type="checkbox"/> |
| 業務継続計画の策定等 | 条例第34条の2第3項    | 定期的な計画の見直し                        | 必要に応じて            | <input type="checkbox"/> |
| 衛生管理       | 条例第35条第3項第1号   | 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会 | おおむね6月に1回以上       | <input type="checkbox"/> |
| 衛生管理       | 条例第35条第3項第2号   | 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針         | 指針を整備すること         | <input type="checkbox"/> |
| 衛生管理       | 条例第35条第3項第3号   | 研修                                | 年1回以上、新規採用時       | <input type="checkbox"/> |
| 衛生管理       | 条例第35条第3項第3号   | 訓練（シュミレーション）                      | 年1回以上             | <input type="checkbox"/> |
| 身体拘束等の禁止   | 条例第36条の2第3項第1号 | 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会           | 少なくとも1年に1回        | <input type="checkbox"/> |
| 身体拘束等の禁止   | 条例第36条の2第3項第2号 | 身体拘束等の適正化のための指針                   | 指針を整備すること         | <input type="checkbox"/> |
| 身体拘束等の禁止   | 条例第36条の2第3項第3号 | 研修                                | 年1回以上、新規採用時       | <input type="checkbox"/> |
| 虐待等の禁止     | 条例第41条の2第1号    | 虐待の防止のための対策を検討する委員会               | 少なくとも1年に1回        | <input type="checkbox"/> |
| 虐待等の禁止     | 条例第41条の2第2号    | 研修                                | 年1回以上、新規採用時       | <input type="checkbox"/> |
| 虐待等の禁止     | 条例第41条の2第3号    | 虐待防止のための担当者を置くこと                  | サービス提供責任者等を配置すること | <input type="checkbox"/> |

# 身体拘束廃止 業務継続計画 虐待防止措置 チェックシート

## 身体拘束廃止チェックシート

令和4年度から義務化された身体拘束等の廃止・適正化対策措置を未実施の障害福祉サービス等事業所について、令和5年度から「身体拘束廃止未実施減算」の対象となり、令和6年度からは減算適用について体制の届出が必要となります。

本シートにより、令和6年3月31日までに全ての項目

★実施している項目に☑してください。

| チェック項目<br>(身体拘束等の廃止・適正化対策措置) |                                                                                                                  | チェック欄                    |
|------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|
| 1                            | やむを得ず身体拘束等を行う場合※には、その態様及び時間、その際の利用者（利用児）の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。<br>※身体拘束等を行っていない場合には、チェック欄に☑してください。 | <input type="checkbox"/> |
| 2                            | 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図っているか。（年に1回以上）                                            | <input type="checkbox"/> |
| 3                            | 身体拘束等の適正化のための指針を整備しているか。                                                                                         | <input type="checkbox"/> |
| 4                            | 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施しているか。（年1回以上）                                                                       | <input type="checkbox"/> |

※未実施の項目が1つでもある場合は、減算適用となり体制届の提出が必要です。

※未実施状態の項目については、早急に改善してください。

※すべての項目を実施している場合の届出は不要です。

## 業務継続計画の策定チェックシート

令和6年度から義務化される業務継続計画が未策定の障害福祉サービス等事業所については、令和6年度から「業務継続計画未策定減算」の対象（一部経過措置が適用）となります。本シートにより、令和6年3月31日までに次の項目が実施できていることを必ず確認しておいてください。

ただし、訪問・相談系のサービスについては、令和7年3月31日までの間に限り、減算を適用しない経過措置が設けられています。

★実施している項目に☑してください。

| チェック項目<br>(虐待防止措置) |                                                                                            | チェック欄                    |
|--------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|
| 1                  | 感染症や非常災害の発生時において、利用者（利用児）に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定しているか。 | <input type="checkbox"/> |
| 2                  | 当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。                                                                   | <input type="checkbox"/> |
| 3                  | 次の①及び②のいずれも行っているか。（令和7年3月31日までの間の経過措置）<br>①感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備<br>②非常災害に関する具体的計画の策定     | <input type="checkbox"/> |

※令和7年3月31日までの間は、3の①及び②を行っている場合には、減算が適用されません。

※未実施状態の項目については、早急に改善してください。

※1及び2（若しくは3の①及び②）の項目を実施している場合の届出は、不要です。

## 虐待防止措置チェックシート

令和4年度から義務化された虐待防止措置を未実施の障害福祉サービス等事業所については、令和6年度から「虐待防止措置未実施減算」の対象となります。本シートにより、令和6年3月31日までに全ての項目が実施できていることを必ず確認しておいてください。

★実施している項目に☑してください。

| チェック項目<br>(虐待防止措置) |                                                       | チェック欄                    |
|--------------------|-------------------------------------------------------|--------------------------|
| 1                  | 虐待防止委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図っているか。（年に1回以上） | <input type="checkbox"/> |
| 2                  | 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施しているか。（年に1回以上）                | <input type="checkbox"/> |
| 3                  | 1と2を適切に実施するための責任者を置いているか。                             | <input type="checkbox"/> |

※未実施の項目が1つでもある場合は、減算適用となり体制届の提出が必要です。

※未実施状態の項目については、早急に改善してください。

※すべての項目を実施している場合の届出は不要です。

## 令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定等に関する Q &amp; A VOL. 1（令和 6 年 3 月 29 日） 1. 障害福祉サービス等における共通的事項

## （業務継続計画未策定減算①）

問 14 業務継続計画未策定減算はどのような場合に適用となるのか。

（答） 感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合や、当該業務継続計画に従い必要な措置が講じられていない場合に減算の対象となる。

なお、令和 3 年度障害福祉サービス等報酬改定において、業務継続計画の策定と同様に義務付けられた、業務継続計画の周知、研修、訓練及び定期的な業務継続計画の見直しの実施の有無は、業務継続計画未策定減算の算定要件ではないが、その趣旨を鑑み、これらの業務継続計画の周知等の取組についても適切に実施していただきたい。

## （業務継続計画未策定減算②）

問 15 行政機関による運営指導等で業務継続計画の未策定など不適切な運営が確認された場合、「事実が生じた時点」まで遡及して当該減算を適用するのか。

（答） 業務継続計画未策定減算については、行政機関が運営指導等で不適切な取り扱いを発見した時点ではなく、「基準を満たさない事実が生じた時点」まで遡及して減算を適用することとなる。

例えば、生活介護事業所が、令和 6 年 10 月の運営指導等において、業務継続計画の未策定が判明した場合（かつ、感染症の予防及びまん延の防止のための指針及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っていない場合）、令和 6 年 10 月からではなく、令和 6 年 4 月分の報酬から減算の対象となる。

また、居宅介護事業所等の令和 7 年 4 月から業務継続計画未策定減算の対象となるサービスの事業所について、令和 7 年 10 月の運営指導等において、業務継続計画の未策定が判明した場合、令和 7 年 4 月分の報酬から減算の対象となる。

## （情報公表未報告減算①）

問 19 情報公表未報告減算の適用要件について、留意事項通知では「・・・報告を行っていない事実が生じた場合に、その月の翌月から報告を行っていない状況が解消されるに至った月まで・・・（中略）・・・減算することとする」とあるが、「報告を行っていない事実が生じた場合」とは、どのような場合を想定しているのか。

（答） 「報告を行っていない事実が生じた場合」とは、情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていないことが、都道府県等・事業所において確認された場合に、未報告の時点に遡って減算の対象とすることを想定している。

具体的には、関連通知の別添（※）に掲げる必須の報告項目について未報告であることが、指定更新や運営指導等の際に確認され、都道府県等が報告するよう指導したにも関わらず、事業所が報告を行わない場合に減算を適用することとする。

ただし、事業所が報告することができないやむを得ない事情（災害等）があった場合には、減算の対象としないこととして差し支えない。

また、都道府県等の確認のタイミング等については、各都道府県等の実情に応じて設定して差し支えない。なお、障害者総合支援法施行規則第 34 条の 7 第 6 項等において、都道府県知事は、指定障害福祉サービス事業者等から指定更新に係る申請があった際には、当該事業者から情報公表対象サービス等情報に係る報告がされていることを確認するものとされており、適切に対応すること。

例えば、〇県が 8 月に報告状況を確認し、事業所に確認等をした結果、令和 6 年 4 月以前から未報告であることが判明した場合、令和 6 年 4 月分の報酬から減算の対象となる。

## （情報公表未報告減算②）

問 20 情報公表未報告減算は、年に 1 回の更新が必要であるが、新規指定時以降、一度でも公表しており、年に 1 回の更新が行われていない場合は減算の対象となるのか。

（答） 新規指定時以降、情報公表制度に基づく報告を行っていれば減算の対象とはならないが、情報公表対象サービス等情報に変更が生じた場合の更新についても、利用者への情報提供等の情報公表制度の趣旨も踏まえ、適切に対応いただきたい。

## （情報公表未報告減算③）

問 21 新規指定事業所については、いつまでに報告を行っていればよいのか。

（答） 新規指定事業所における報告期限等については、各都道府県等の実施要綱において定められていることから、その実施要綱において定められている報告期限の翌月から減算の対象となる。

## （情報公表制度・指定更新時の確認）

問 22 都道府県知事等は、指定障害福祉サービス事業所等の指定の更新に係る申請があったときは、当該申請に係る事業者から障害者総合支援法第 76 条の 3 の規定に基づく情報公表に係る報告がされていることを確認することとされているが、必須の報告項目が一部でも未報告の場合、指定の更新を行ってよいのか。

（答） 指定の更新の申請があった際、情報公表に係る必須の報告項目の一部又は全部が未報告である場合には、都道府県等において、未報告の事情を個別に確認し、適切に報告が行われるよう指導した上で、更新の手続を行うこと。ただし、事業所が報告することができないやむを得ない事情があると判断した場合は、必須項目の一部又は全部が未報告であっても指定の更新を行って差し支えない。

## 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ &amp; A VOL.1（令和6年3月29日）

## 2. 訪問系サービス

## （1）居宅介護

## （通院等介助等の対象要件）

問24 通院等介助等の対象要件の見直しが行われたが、この対象について、

- ①「自宅→病院→障害福祉サービスの事業所」、「障害福祉サービス事業所→病院→自宅」の両方とも対象になるのか。  
 ②「障害福祉サービス事業所→病院→障害福祉サービス事業所」は対象になるのか。

（答） 居宅が始点又は終点となる場合には、障害福祉サービスの通所系の事業所や地域活動支援センター等から目的地（病院等）への移動等に係る通院等介助等に関しても、同一の事業所が行うことを条件に支援の対象とするものである。

このため、①は自宅を始点又は終点としているため報酬の対象になるが、②は障害福祉サービス事業所を始点及び終点としているため、報酬の対象にならない。

## （2）重度訪問介護

## （熟練した重度訪問介護従業者による同行支援について）

問25 新任従業者に対する熟練従業者の同行支援において、報酬算定上、新任従業者と熟練従業者のそれぞれが所定単位数の100分の90に相当する単位数となっているが、事業所が従業者に実際に支払う給与においては、事業所の判断により、新任従業者100分の80、熟練従業者は100分の100にしてもよいのか。

（答） 貴見のとおり。

報酬告示は、事業所に支払われる報酬の算定を定めているものであり、事業所が実際に従業者に支払う給与等の算定を定めているものでない。

## 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ &amp; A VOL.2（令和6年4月5日）

## 2. 訪問系サービス

## （1）重度訪問介護

## （熟練従業者による同行支援）

問18 勤務する重度訪問介護事業所において、これまで重度障害者等包括支援の度合にある利用者（A利用者）を支援してきたが、別の重度障害者等包括支援の度合にある利用者（B利用者）に初めて従事する場合、熟練従業者による同行支援の報酬の対象となるか。

（答） 対象とならない。

重度訪問介護事業所に勤務する従業者が、当該事業所において初めて重度障害者等包括支援の度合にある利用者（重度訪問介護加算対象者（15%加算対象者））の支援に従事する場合が対象であり、当該事業所での2人目以降の支援は対象とならない。

## （入院時支援連携加算）

問19 入院前の事前調整の際に、入院時情報提供書を作成し、本人及び家族の同意を得た上で医療機関に提供し、当該情報提供書の内容を踏まえて必要な調整を行うこととされているが、重度訪問介護計画等の既存の書類で代替できないか。

（答） 入院時情報提供書の様式例については、「入院時支援連携加算に関する様式例の提示等について」（令和6年3月28日障障発0328第2号厚生労働省社会・援護8局障害保健福祉部障害福祉課長通知）によりお示ししている。

この入院時情報提供書には、当該利用者の障害等の状況、入院中の支援における留意点、特別なコミュニケーション支援の必要性及びその理由、重度訪問介護従業者による支援内容等を記載いただくことになるが、重度訪問介護計画やアセスメントシートなどを添付することにより、様式の記載の一部を省略することが可能である。

（入院時情報提供書様式 I D 7990）

## （2）行動援護

## （医療・教育等の関係機関との連携）

問20 行動援護の特定事業所加算の要件に、「サービス提供責任者が行動援護計画、支援計画シート及び支援手順書（以下「行動援護計画等」という。）の作成及び利用者に対する交付の際、医療機関、教育機関等の関係機関と連絡及び調整を行い、当該関係機関から利用者に関する必要な情報の提供を受けていること。」とあるが、どのような情報の提供を受ければよいのか。

（答） 関係する医療機関や教育機関等がある場合、行動援護事業所がそれらの関係機関と連携し、継続した支援を提供する観点から、医療機関からは服薬の状況や医療面で必要な配慮等に関する情報の提供を受け、また、教育機関からは障害特性に合わせて行われている支援の方法や対応等についての情報の提供を受け、必要に応じて行動援護計画等に反映させることとする。

# 届出手続きの運用

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 10 月 31 日 障発第 1031001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

【最終改正】こ支障第97号 障発0329第33号 令和 6 年 3 月 29 日 改正箇所に下線

## 第一 届出手続きの運用

### 1 届出の受理

#### 届出に係る加算等の算定の開始時期

届出に係る加算等(算定される単位数が増えるものに限る。以下同じ。)については、利用者や指定特定相談支援事業者等に対する周知期間を確保する観点から、届出が毎月15日以前になされた場合には翌月から、**16日以降になされた場合には翌々月から、算定を開始するものとする。**

### 4 事後調査等で届出時点において要件に合致していないことが判明した場合の届出の取扱い

(1) 事後調査等により、届出時点において要件に合致していないことが判明し、所要の指導の上、なお改善がみられない場合は、当該届出は無効となるものであること。この場合、当該届出に関してそれまで受領していた介護給付費又は訓練等給付費(以下「介護給付費等」という。)は不当利得になるので返還措置を講ずることは当然であるが、不正・不当な届出をした指定障害福祉サービス事業者等に対しては、厳正な指導を行い、不正・不当な届出が繰り返し行われるなど悪質な場合には、指定の取消しをもって対処すること。

(2) また、改善がみられた場合においても、要件に合致するに至るまでは当該加算等は算定しないことはもちろん、要件に合致していないことが判明した時点までに当該加算等が算定されていた場合は、不当利得になるので返還措置を講ずること。

### 5 加算等が算定されなくなる場合の届出の取扱い

指定障害福祉サービス事業所等の体制について加算等が算定されなくなる状況が生じた場合又は加算等が算定されなくなることが明らかな場合は、速やかにその旨を届出させることとする。なお、この場合は、加算等が算定されなくなった事実が発生した日(第二の2の(1)の⑭、(2)の⑧、(3)の⑨及び(4)の⑦における特定事業所加算並びに第四の1の(2)における機能強化型サービス利用支援費等については事実が発生した日の属する月の翌月の初日)から加算等の算定を行わないものとする。また、この場合において届出を行わず、当該算定について請求を行った場合は、不正請求となり、支払われた介護給付費等は不当利得となるので返還措置を講ずることになることは当然であるが、悪質な場合には指定の取消しをもって対処すること。

### 6 利用者に対する利用料の過払い分の返還

4又は5により不当利得分を市町村へ返還することとなった指定障害福祉サービス事業所等においては、市町村への返還と同時に、返還の対象となった介護給付費等に係る利用者が支払った利用料の過払い分を、それぞれの利用者に返還金に係る計算書を付して返還すること。その場合、返還に当たっては利用者から受領書を受け取り、当該指定障害福祉サービス事業所等において保存しておくこと。

## (1) 算定上における端数処理について

## (2) 障害福祉サービス種類相互の算定関係について

第二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表介護給付費等単位数表(平成18年厚生労働省告示第 523号。以下「報酬告示」という。)に関する事項

### 1 通則

#### (1) 算定上における端数処理について

##### ① 単位数算定の際の端数処理

単位数の算定については、基本となる単位数に加減算の計算(何らかの割合を乗ずる計算に限る。)を行う度に、小数点以下の端数処理(四捨五入)を行っていくこととする。つまり、絶えず整数値に割合を乗じていく計算になる。

ただし、情報公表未報告減算、業務継続計画未策定減算、身体拘束廃止未実施減算、虐待防止措置未実施減算、特定事業所加算、特別地域加算及び同一建物減算を算定する場合については、対象となる基本報酬の単位数に当該加減算の割合を乗じて、当該加減算の単位数を算定することとし、福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を算定する場合については、基本報酬及び各種加算を算定した単位数の合計に当該加算の割合を乗じて、当該加算の単位数を算定することとする。

(例1) 居宅介護(居宅における身体介護 1 時間以上 1 時間30分未満で587単位)

・基礎研修課程修了者の場合所定単位数の 70%

$587 \times 0.70 = 410.9 \rightarrow 411$  単位

・基礎研修課程修了者で深夜の場合

$411 \times 1.5 = 616.5 \rightarrow 617$  単位

$587 \times 0.70 \times 1.5 = 616.35$  として四捨五入するのではない。

(例2) 居宅介護(居宅における身体介護 1 時間以上 1 時間30分未満で587単位)

・月に6回サービスを行い、特別地域加算の対象となる場合、対象となる単位数の合計に15%を加算

$587 \times 6 \text{ 回} = 3,522$  単位

$3,522 \times 0.15 = 528.3 \rightarrow 528$  単位

なお、加算等を加えた一体型の合成コードとして作成しているサービスコードについて、その合成単位数は、既に端数処理をした単位数(整数値)である。

##### ② 金額換算の際の端数処理

算定された単位数から金額に換算する際に生ずる 1 円未満(小数点以下)の端数については「切り捨て」とする。

(例) 上記①の事例(例1)で、このサービスを月に4回提供した場合(地域区分は1級地)

$617 \text{ 単位} \times 4 \text{ 回} = 2,468$  単位

$2,468 \text{ 単位} \times 11.20 / \text{単位} = 27,641.6 \rightarrow 27,641$  円

#### (2) 障害福祉サービス種類相互の算定関係について

介護給付費等については、同一時間帯に複数の障害福祉サービスに係る報酬を算定できないものであること。例えば、生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援 A 型又は就労継続支援 B 型(以下「日中活動サービス」という。)を受けている時間帯に本人不在の居宅を訪問して掃除等を行うことについては、本来、居宅介護の家事援助として行う場合は、本人の安否確認、健康チェック等も併せて行うべきであることから、居宅介護(家事援助が中心の場合)の所定単位数は算定できない。なお、日中活動サービスを受けていない本人在宅時の時間帯において家事援助を行った場合には、居宅介護の所定単位数を算定することができる。

また、日中活動サービスの報酬については、1 日当たりの支援に係る費用を包括的に評価していることから、日中活動サービスの報酬を算定した場合(指定宿泊型自立訓練(指定障害福祉サービス基準第 166 条第 1 項第 1 号口に規定する指定宿泊型自立訓練をいう。以下同じ。)を算定した場合を除く。)には、同一日に他の日中活動サービスの報酬は算定できない。

## (12) 情報公表対象サービス等情報に係る報告が適切に行われていない場合の所定単位数の算定について

### (13) 業務継続計画の策定等の取組が適切に行われていない場合の所定単位数の算定について

#### (12) 情報公表対象サービス等情報に係る報告が適切に行われていない場合の所定単位数の算定について

##### ① 対象となる障害福祉サービス

全てのサービス

##### ② 算定される単位数

(一) 略

(二) 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、自立生活援助、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)(宿泊型自立訓練を除く。)、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型、就労定着支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援(ただし、生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型、就労移行支援については、指定障害者支援施設が行うものを除く。)については、所定単位数の 100 分の 5 に相当する単位数を所定単位数から減算する。

なお、当該所定単位数は、各種加算(障害福祉サービス費等の報酬算定構造表において当該減算より左に規定されている加算を除く。)がなされる前の単位数とし、当該各種加算を含めた単位数の合計数に対して 100 分の 5 となるものではないことに留意すること。ただし、複数の減算事由に該当する場合にあっては、当該所定単位数に各種減算をした上で得た単位数(減算後基本報酬所定単位数)に対する 100 分の 5 に相当する単位数を減算後基本報酬所定単位数から減算する点に留意すること。

③ 当該減算については、法第 76 条の 3 第 1 項の規定に基づく情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない事実が生じた場合に、その翌月(基準を満たさない事実が生じた日が月の初日である場合は当該月)から報告を行っていない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員について、所定単位数から減算することとする。

#### (13) 業務継続計画の策定等の取組が適切に行われていない場合の所定単位数の算定について

##### ① 対象となる障害福祉サービス

全てのサービス

##### ② 算定される単位数

(一) 略

(二) 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、自立生活援助、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)(宿泊型自立訓練を除く。)、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型、就労定着支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援(ただし、生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型、就労移行支援については、指定障害者支援施設が行うものを除く。)については、所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を所定単位数から減算する。

なお、当該所定単位数は、各種加算(障害福祉サービス費等の報酬算定構造表において当該減算より左に規定されている加算を除く。)がなされる前の単位数とし、当該各種加算を含めた単位数の合計数に対して 100 分の 10 となるものではないことに留意すること。ただし、複数の減算事由に該当する場合にあっては、当該所定単位数に各種減算をした上で得た単位数(減算後基本報酬所定単位数)に対する 100 分の 1 に相当する単位数を減算後基本報酬所定単位数から減算する点に留意すること。

③ 当該減算については、指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準の規定に基づき求められる業務継続計画の策定及び当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていない事実が生じた場合に、その翌月(基準を満たさない事実が生じた日が月の初日である場合は当該月)から基準に満たない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員について、所定単位数から減算することとする。

##### ④ 経過措置

令和 7 年 3 月 31 日までの間、「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備」及び「非常災害に関する具体的計画」の策定を行っている場合には、当該減算を適用しない。

ただし、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、自立生活援助、就労定着支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援については、「非常災害に関する具体的計画」の策定が求められていないことを踏まえ、令和 7 年 3 月 31 日までの間、当該減算を適用しない。

## (14) 身体拘束等の廃止・適正化のための取組が適切に行われていない場合の所定単位数の算定について

### (14) 身体拘束等の廃止・適正化のための取組が適切に行われていない場合の所定単位数の算定について

#### ① 対象となる障害福祉サービス

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型（基準該当就労継続支援 B 型を含む。②において同じ。）、共同生活援助

#### ② 算定される単位数

(一)療養介護、生活介護、施設入所支援、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）（宿泊型自立訓練を含む。）、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型、共同生活援助（ただし、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）（宿泊型自立訓練を除く。）、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型については、指定障害者支援施設が行うものに限る。）については、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算する。

なお、当該所定単位数は、各種加算（障害福祉サービス費等の報酬算定構造表において当該減算より左に規定されている加算を除く。）がなされる前の単位数とし、当該各種加算を含めた単位数の合計数に対して100分の10となるものではないことに留意すること。ただし、複数の減算事由に該当する場合にあっては、当該所定単位数に各種減算をした上で得た単位数（減算後基本報酬所定単位数）に対する100分の10に相当する単位数を減算後基本報酬所定単位数から減算する点に留意すること。

(二)居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）（宿泊型自立訓練を除く。）、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型（ただし、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型については、指定障害者支援施設が行うものを除く。）については、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

③ 当該減算については、次の(一)から(四)までに掲げる場合のいずれかに該当する事実が生じた場合であって、速やかに改善計画を都道府県知事等に提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を都道府県知事等に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から減算することとする。これは、適正なサービスの提供を確保するための規定であり、指定障害福祉サービス事業所等は、身体拘束等の廃止を図るよう努めるものとする。なお、「事実が生じた」とは、運営基準を満たしていない状況が確認されたことを指すものである。

都道府県知事等は、次の(一)から(四)までに掲げる場合のいずれかに該当する事実が継続する場合には、改善を行うよう指導すること。当該指導に従わない場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討するものとする。

(一)指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準の規定に基づき求められる身体拘束等に係る記録が行われていない場合。なお、施設等において身体拘束等が行われていた場合ではなく、記録が行われていない場合である点、緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性、一時性の三つの要件全てを満たし、かつ、組織としてそれらの要件の確認等の手続きを行った旨を記録しなければならない点に留意すること。

(二)指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準の規定に基づき求められる身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（以下「身体拘束適正化検討委員会」という。）を定期的に開催していない場合。具体的には、1年に1回以上開催していない場合とする。

なお、当該委員会については、事業所単位でなく、法人単位で設置・開催することを可能としている。また、虐待の防止のための対策を検討する委員会（以下「虐待防止委員会」という。）と関係する職種等が相互に関係が深いと認めることも可能であることから、虐待防止委員会と一体的に設置・運営すること（虐待防止委員会において、身体拘束等の適正化について検討する場合も含む。）をもって、当該委員会を開催しているとみなして差し支えない。

また、委員会はテレビ電話装置等（リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器をいう。以下同じ。）を活用して行うことができるものとする。ただし、障害のある者が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。なお、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。

(三)身体拘束等の適正化のための指針を整備していない場合。

(四)身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施していない場合。具体的には、研修を1年に1回以上実施していない場合とする。

#### ④ 経過措置

## (15) 虐待の防止のための取組が適切に行われていない場合の所定単位数の算定について

### (17) 常勤換算方法及び常勤の具体的な取扱いについて

#### (15) 虐待の防止のための取組が適切に行われていない場合の所定単位数の算定について

##### ① 対象となる障害福祉サービス

全てのサービス

##### ② 算定される単位数

所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を所定単位数から減算する。なお、当該所定単位数は、各種加算（障害福祉サービス費等の報酬算定構造表において当該減算より左に規定されている加算を除く。）がなされる前の単位数とし、当該各種加算を含めた単位数の合計数に対して 100 分の 1 となるものではないことに留意すること。ただし、複数の減算事由に該当する場合にあっては、当該所定単位数に各種減算をした上で得た単位数（減算後基本報酬所定単位数）に対する 100 分の 1 に相当する単位数を減算後基本報酬所定単位数から減算する点に留意すること。

③ 当該減算については、次の(一)から(三)までに掲げる場合のいずれかに該当する事実が生じた場合であって、速やかに改善計画を都道府県知事等に提出した後、事実が生じた月から 3 月後に改善計画に基づく改善状況を都道府県知事等に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から減算することとする。これは、適正なサービスの提供を確保するための規定であり、指定障害福祉サービス事業所等は、虐待の防止を図らなければならないものとする。なお、「事実が生じた」とは、運営基準を満たしていない状況が確認されたことを指すものである。

都道府県知事等は、次の(一)から(三)までに掲げる場合のいずれかに該当する事実が継続する場合には、改善を行うよう指導すること。当該指導に従わない場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討するものとする。

(一) 指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準の規定に基づき求められる虐待防止委員会を定期的に開催していない場合。具体的には、1 年に 1 回以上開催していない場合とする。

なお、当該委員会については、事業所単位でなく、法人単位で設置・開催することを可能としている。また、身体拘束適正化検討委員会と関係する職種等が相互に関係が深いと認めることも可能であることから、身体拘束適正化検討委員会と一体的に設置・運営すること(虐待防止委員会において、身体拘束等の適正化について検討する場合も含む。)をもって、当該委員会を開催しているとみなして差し支えない。

また、委員会はテレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、障害のある者が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。なお、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。

(二) 虐待の防止のための研修を定期的に実施していない場合。具体的には、研修を 1 年に 1 回以上実施していない場合とする。

(三) 虐待防止措置（虐待防止委員会の開催及び虐待の防止のための研修の実施）を適切に実施するための担当者を配置していない場合

#### (17) 常勤換算方法及び常勤の具体的な取扱いについて

常勤換算方法及び常勤の具体的な取扱いについては、①及び②のとおりとすること。

① 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和 47 年法律第 113 号)第 13 条第 1 項に規定する措置(以下「母性健康管理措置」という。)又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成 3 年法律第 76 号。以下「育児・介護休業法」という。)第 23 条第 1 項、同条第 3 項若しくは同法第 24 条に規定する所定労働時間の短縮等の措置若しくは厚生労働省「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」に沿って事業者が自主的に設ける所定労働時間の短縮措置(以下「育児、介護及び治療のための所定労働時間の短縮等の措置」という。)が講じられている場合、30 時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、1 として取り扱うことを可能とする。

② 「常勤」とは当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数(32 時間を下回る場合は 32 時間を基本とする。)に達していることをいうものであるが、母性健康管理措置又は育児、介護及び治療のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を 30 時間として取り扱うことを可能とする。

また、常勤による従業者の配置要件が設けられている場合、従業者が労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)第 65 条に規定する休業、母性健康管理措置、育児・介護休業法第 2 条第 1 号に規定する育児休業、同条第 2 号に規定する介護休業、同法第 23 条第 2 項の育児休業に関する制度に準ずる措置又は同法第 24 条第 1 項(第 2 号に係る部分に限る。)の規定により同項第 2 号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業を取得中の期間において、当該要件において求められる資質を有する複数の非常勤の従業者を常勤の従業者の員数に換算することにより、当該要件を満たすことが可能であることとする。

## (18) 文書の取扱いについて

### (18) 文書の取扱いについて

#### ① 電磁的記録について

指定事業者及びその従業者(以下この(18)において「事業者等」という。)は、書面の作成、保存等を次に掲げる電磁的記録により行うことができる。

(一) 電磁的記録による作成は、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法または磁気ディスク等をもって調製する方法によること。

(二) 電磁的記録による保存は、以下のいずれかの方法によること。

ア 作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

イ 書面に記載されている事項をスキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

(三) その他、指定障害福祉サービス基準第 224 条、指定障害者支援施設基準第 57 条、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成 24 年厚生労働省令第 27 号。以下「地域相談支援基準」という。)第 46 条及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成 24 年厚生労働省令第 28 号。以下「計画相談支援基準」という。)第 31 条(以下「電磁的記録等に係る条項」という。)第 1 項において電磁的記録により行うことができるとされているものに類するものは、(一)及び(二)に準じた方法によること。

(四) また、電磁的記録により行う場合は、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。

#### ② 電磁的方法について

事業者等は、交付、説明、同意、締結等(以下「交付等」という。)について、事前に当該交付等の相手方の承諾を得た上で、次に掲げる電磁的方法によることができる。

(一) 電磁的方法による交付は、以下のアからオまでに準じた方法によること。

ア 事業者等は、利用申込者からの申出があった場合には、指定障害福祉サービス基準第 9 条、指定障害者支援施設基準第 7 条、地域相談支援基準第 5 条及び計画相談支援基準第 5 条(以下「内容及び手続きの説明及び同意に係る条項」という。)第 1 項の規定による文書の交付に代えて、エで定めるところにより、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該事業者等は、当該文書を交付したものとみなす。

(ア) 電子情報処理組織を使用する方法のうち a 又は b に掲げるもの

a 事業者等の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

b 事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された内容及び手続きの説明及び同意に係る条項第 1 項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者の閲覧に供し、当該利用申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

(イ) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに内容及び手続きの説明及び同意に係る条項第 1 項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

イ アに掲げる方法は、利用申込者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

ウ ア(ア)の「電子情報処理組織」とは、事業者等の使用に係る電子計算機と、利用申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

エ 事業者等は、アの規定により内容及び手続きの説明及び同意に係る条項第 1 項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(ア) アの(ア)及び(イ)に規定する方法のうち事業者等が使用するもの

(イ) ファイルへの記録の方式

オ エの規定による承諾を得た事業者等は、当該利用申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者に対し、内容及び手続きの説明及び同意に係る条項第 1 項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者が再びエの規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(二) 電磁的方法による同意は、例えば電子メールにより当該同意の相手方が同意の意思表示をした場合等が考えられること。なお、「押印についての Q & A (令和 2 年 6 月 19 日内閣府・法務省・経済産業省)」を参考にする。

(三) 電磁的方法による締結は、当該締結の相手方と事業者等の間の契約関係を明確にする観点から、書面における署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用することが望ましいこと。なお、「押印についての Q & A」を参考にする。

(四) その他、電磁的記録等に係る条項第 2 項において電磁的方法によることができるとされているものに類するものは、(一)から(三)までに準じた方法によること。ただし、この通知の規定により電磁的方法の定めがあるものについては、当該定めに従うこと。

(五) また、電磁的方法による場合は、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。

第二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表介護給付費等単位数表(平成 18 年厚生労働省告示第 523 号。以下「報酬告示」という。)に関する事項

## 2 介護給付費

### (1) 居宅介護サービス費

#### ① 居宅介護サービス費の算定について

居宅介護の提供に当たっては、指定障害福祉サービス基準に定める具体的なサービスの内容を記載した居宅介護計画に基づいて行われる必要がある。なお、居宅介護については、派遣される従業者の種別により所定単位数が異なる場合があることから、居宅介護計画におけるサービス内容の記載に当たっては、派遣される従業者の種別についても記載すること。

事業者は、当該居宅介護計画を作成するに当たって、支給量が 30 分を単位(家事援助においては、最初の 30 分以降は 15 分を単位とする。)として決定されることを踏まえ、決定された時間数が有効に活用されるよう、利用者の希望等を踏まえることが必要である。

また、**指定居宅介護等を行った場合には、実際に要した時間により算定されるのではなく、当該居宅介護計画に基づいて行われるべき指定居宅介護等に要する時間に基づき算定されることに留意する必要がある。**

なお、**当初の居宅介護計画で定めたサービス提供内容や提供時間が、実際のサービス提供と合致しない場合には、速やかに居宅介護計画の見直し、変更を行うことが必要であること。**

#### ② 基準単位の適用について

**居宅介護計画上のサービス提供時間と実際のサービス提供時間に大幅な乖離があり、かつ、これが継続する場合は、当然に居宅介護計画の見直しを行う必要があること。**

#### ③ 居宅介護の所要時間について

(一) 居宅介護の報酬単価については、短時間に集中して支援を行うという業務形態を踏まえて、所要時間 30 分未満の「居宅における身体介護が中心である場合」(以下「身体介護中心型」という。)など**短時間サービスが高い単価設定になっているが、これは、1 日に短時間の訪問を複数回行うことにより、居宅における介護サービスの提供体制を強化するために設定されているものであり、利用者の生活パターンに合わせて居宅介護を行うためのものである。**したがって、単に 1 回の居宅介護を複数回に区分して行うことは適切ではなく、1 日に居宅介護を複数回算定する場合にあっては、概ね 2 時間以上の間隔を空けなければならないものとする。別のサービス類型を使う場合は、間隔が 2 時間未満の場合もあり得るが、**身体介護中心型を 30 分、連続して「家事援助が中心である場合」(以下「家事援助中心型」という。)を 30 分、さらに連続して身体介護中心型を算定するなど、別のサービス類型を組み合わせることにより高い単価を複数回算定することは、単価設定の趣旨とは異なる不適切な運用であり、この場合、前後の身体介護を 1 回として算定する。**なお、身体状況等により、短時間の間隔で短時間の滞在により複数回の訪問を行わなければならない場合や、別の事業者の提供する居宅介護との間隔が 2 時間未満である場合はこの限りではない。

(二) 1 人の利用者に対して複数の居宅介護従業者が交代して居宅介護を行った場合も、1 回の居宅介護としてその合計の所要時間に応じた所定単位数を算定する。

(三) 「所要時間 30 分未満の場合」で算定する場合の所要時間は 20 分程度以上とする。ただし、夜間、深夜及び早朝の時間帯に提供する指定居宅介護等にあってはこの限りでない。**所要時間とは、実際に居宅介護を行った時間をいうものであり、居宅介護のための準備に要した時間等は含まない。**

#### ④ 「家事援助中心型」の単位を算定する場合について

「家事援助中心型」の単位を算定することができる場合として、「利用者が 1 人暮らしであるか又は家族等が障害、疾病等のため、利用者や家族等が家事を行うことが困難な場合」とされたが、これは、家族等の障害、疾病のほか、障害、疾病がない場合であっても、同様のやむを得ない事情により、家事が困難な場合を含むものであること。

⑤ 「**通院等介助(身体介護を伴う場合)が中心である場合**」(以下「通院等介助(身体介護を伴う場合)」という。)又は「**通院等介助(身体介護を伴わない場合)が中心である場合**」(以下「通院等介助(身体介護を伴わない場合)」という。)(以下「通院等介助」と総称する。)の単位を算定する場合について

**利用目的について、「通院等又は官公署(国、都道府県及び市町村の機関、外国公館(外国の大使館、公使館、領事館その他これに準ずる施設をいう。)並びに指定地域移行支援事業所、指定地域定着支援事業所、指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所)への移動(公的手続又は障害福祉サービスの利用に係る相談のために利用する場合に限る。**

以下単に「通院等」という。)のため」とは、病院への通院等(この場合の「通院等」には入院と退院を含む。)を行う場合、公的手続又は障害福祉サービスの利用に係る相談のために官公署に訪れる場合、指定地域移行支援事業所、指定地域定着支援事業所、指定特定相談支援事業所又は指定障害児相談支援事業所を訪れる場合をいうものであるが、相談の結果、見学のために紹介された指定障害福祉サービス事業所を訪れる場合を含むものとする。**なお、「通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合」(以下「通院等乗降介助」という。)としての通院等の介助と同じものである。**

また、目的地が複数あって居宅が始点又は終点となる場合には、指定障害福祉サービス(生活介護、短期入所、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型)、指定通所支援(児童発達支援、放課後等デイサービス)、地域活動支援センター、「地域生活支援事業の実施について」(平成 18 年 8 月 1 日付け障発第 0801002 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知(以下「地域生活支援事業通知」という。))の別紙 1 地域生活支援事業実施要綱別紙 1-1 に定める生活訓練等及び日中一時支援から目的地(病院等)への移動等に係る通院等介助及び通院等乗降介助に関しても、同一の指定居宅介護事業所が行うことを条件に、算定することができる。

## ⑥「通院等乗降介助」の単位を算定する場合について

(一) 指定居宅介護事業所等が「通院等乗降介助」を行う場合には、当該所定単位数を算定することとし、身体介護中心型、通院等介助の所定単位数は算定できない。**当該所定単位数を算定するに当たっては、道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号)等其他の法令等に抵触しないよう留意すること。なお、移送行為そのもの、すなわち運転時間中は当該所定単位数の算定対象ではなく、移送に係る経費(運賃)は評価しない。**

(二) 当該所定単位数を算定することができる場合、片道につき所定単位数を算定する。よって、乗車と降車のそれぞれについて区分して算定することはできない。

(三) 複数の利用者に「通院等乗降介助」を行った場合であって、乗降時に 1 人の利用者に対して 1 対 1 で行う場合には、それぞれ算定できる。なお、効率的なサービスの観点から移送時間を極小化すること。

(四) サービス行為について、「自らの運転する車両への乗車又は降車の介助」、「乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助」及び「通院先での受診等の手続、移動等の介助」とは、それぞれ具体的に介助する行為を要することとする。例えば、利用者の日常生活動作能力などの向上のために、移動時、転倒しないように側について歩き、介護は必要時だけで、事故がないように常に見守る場合は算定対象となるが、乗降時に車両内から見守るのみでは算定対象とならない。

また、「自らの運転する車両への乗車又は降車の介助」に加えて、「乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助」を行うか、又は、「通院先での受診等の手続、移動等の介助」を行う場合に算定対象となるものであり、これらの移動等の介助又は受診等の手続を行わない場合には算定対象とならない。

(五) 「通院等乗降介助」は、「自らの運転する車両への乗車又は降車の介助」、「乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助」及び「通院先での受診等の手続、移動等の介助」を一連のサービス行為として含むものであり、それぞれの行為によって細かく区分し、「通院等乗降介助」又は「通院等介助」として算定できない。例えば、通院等に伴いこれに関連して行われる、居室内での「声かけ・説明」・「病院等に行くための準備」や通院先等での「院内の移動等の介助」は、「通院等乗降介助」に含まれるものであり、別に「通院等介助」として算定できない。

なお、同一の事業所において、1 人の利用者に対して複数の居宅介護従業者が交代して「通院等乗降介助」を行った場合も、1 回の「通院等乗降介助」として算定し、居宅介護従業者ごとに細かく区分して算定できない。

(六) 「通院等乗降介助」を算定するに当たっては、適切なアセスメントを通じて、生活全般の解決すべき課題に対応した様々なサービス内容の 1 つとして、総合的な援助の一環としてあらかじめ**居宅介護計画に位置付けられている必要がある。**

## ⑦「通院等乗降介助」と「通院等介助(身体介護を伴う場合)」の区分について

「通院等乗降介助」を行うことの前後に連続して相当の所要時間(20 分～30 分程度以上)を要しかつ手間のかかる身体介護を行う場合には、その所要時間に応じた「通院等介助(身体介護を伴う場合)」の所定単位数を算定できる。この場合には、「通院等乗降介助」の所定単位数は算定できない。

(例) (乗車の介助の前に連続して)寝たきりの利用者の更衣介助や排泄介助をした後、ベッドから車いすへ移乗介助し、車いすを押して自動車へ移動介助する場合。

## ⑧「通院等乗降介助」等と「身体介護中心型」の区分について

「通院等乗降介助」又は「通院等介助(身体介護を伴う場合)」を行うことの前後において、居宅における外出に直接関連しない身体介護(入浴介助、食事介助など)に 30 分～1 時間以上を要しかつ当該身体介護が中心である場合には、これらを通算した所要時間に応じた「身体介護中心型」の所定単位数を算定できる。この場合には、「通院等乗降介助」及び「通院等介助(身体介護を伴う場合)」の所定単位数は算定できない。なお、本取扱いは、「通院等介助(身体介護を伴わない場合)」の対象者には適用しないものであること。

## ⑨ サービス区分及び居宅介護従業者の資格要件ごとの所定単位数等の取扱いについて

### (一)「身体介護中心型」の単位を算定する場合

ア 介護福祉士、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律(平成 19 年法律第 125 号)附則第 2 条第 2 項の規定により行うことができることとされた同法第 2 条の 2 の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法(昭和 62 年法律第 30 号)第 40 条第 2 項第 2 号の指定を受けた学校又は養成施設において 1 月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を習得した者(以下「実務者研修修了者」という。)、居宅介護職員初任者研修課程修了者(相当する研修課程修了者を含む。なお、介護保険法施行規則(平成 11 年厚生省令第 36 号)第 22 条の 23 第 1 項に規定する介護職員初任者研修課程修了者については、相当する研修課程修了者に含むものとする。)(以下「初任者研修課程修了者等」と総称する。)) → 「所定単位数」

イ 障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者(相当する研修課程修了者を含む。なお、介護保険法施行規則の一部を改正する省令(平成 24 年厚生労働省令第 25 号)による改正前の介護保険法施行規則第 22 条の 23 第 1 項に規定する訪問介護に関する 3 級課程修了者については、相当する研修課程修了者に含むものとする。))及び実務経験を有する者(平成 18 年 3 月 31 日において身体障害者居宅介護等事業、知的障害者居宅介護等事業又は児童居宅介護等事業に従事した経験を有する者であって、都道府県知事から必要な知識及び技術を有すると認める旨の証明書の交付を受けたものをいう。)(以下「基礎研修課程修了者等」と総称する。)) → 「所定単位数の 100 分の 70 に相当する単位数」

ウ **重度訪問介護従業者養成研修課程修了者**(相当する研修課程修了者を含む。)(以下「重度訪問介護研修修了者」という。))であって、**身体障害者の直接支援業務の従事経験を有する者** → 「所要時間 3 時間未満の場合は重度訪問介護サービス費の所定単位数、所要時間 3 時間以上の場合は **638 単位に所要時間 3 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 86 単位を加算した単位数**」

## (二)「通院等介助(身体介護を伴う場合)」の単位を算定する場合

ア 初任者研修課程修了者等 → 「所定単位数」

イ 基礎研修課程修了者等及び廃止前の視覚障害者外出介護従業者養成研修、全身性障害者外出介護従業者養成研修及び知的 障害者外出介護従業者養成研修課程修了者(これらの研修課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を含む。)(以下「旧外出介護研修修了者」という。) → 「所定単位数の 100 分の 70 に相当する単位数」

ウ 重度訪問介護研修修了者であって、身体障害者の直接支援業務の従事経験を有する者 → 「所要時間 3 時間未満の場合は 重度訪問介護サービス費の所定単位数、所要時間 3 時間以上の場合は 638 単位に所要時間 3 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 86 単位を加算した単位数」

## (三)「家事援助中心型」の単位を算定する場合

ア 初任者研修課程修了者等及び介護保険法施行規則(平成 11 年厚生省令第 36 号)第 22 条の 23 第 1 項に規定する生活援助従事者研修課程修了者(以下「生活援助従事者研修修了者」という。) → 「所定単位数」

イ 基礎研修課程修了者等及び重度訪問介護研修修了者 → 「所定単位数の 100 分の 90 に相当する単位数」

## (四)「通院等介助(身体介護を伴わない場合)」の単位を算定する場合

ア 初任者研修課程修了者等及び生活援助従事者研修修了者 → 「所定単位数」

イ 基礎研修課程修了者等、重度訪問介護研修修了者及び旧外出介護研修修了者 → 「所定単位数の 100 分の 90 に相当する単位数」

## (五)「通院等乗降介助」の単位を算定する場合

ア 初任者研修課程修了者等 → 「所定単位数」

イ 基礎研修課程修了者等、重度訪問介護研修修了者及び旧外出介護研修修了者 → 「所定単位数の 100 分の 90 に相当する単位数」

## (六) その他

居宅介護従業者の資格要件については、居宅介護が短時間に集中して支援を行う業務内容であることを踏まえ、**初任者研修課程修了者等を基本とし、基礎研修課程修了者等がサービスを提供する場合には報酬の減算**を行うこととしているものである。なお、**重度訪問介護研修修了者は、専ら重度訪問介護に従事することを目的として養成されるものであることから、重度訪問介護研修修了者がサービス提供を行う場合にあっては、早朝・深夜帯や年末年始などにおいて、一時的に人材確保の観点から市町村がやむを得ないと認める場合に限るものとする**こと。

## ⑩ 居宅介護計画派遣が予定されている種別の従業者と異なる種別の従業者により居宅介護が行われた場合の所定単位数の取扱いについて

### (一)「身体介護中心型」又は「通院等介助(身体介護を伴う場合)」

次のアからウまでに掲げる場合に応じた所定単位数を算定する。

ア 居宅介護計画上初任者研修課程修了者等が派遣されることとされている場合に、事業所の事情によりそれ以外の従業者が派遣される場合

(i) 基礎研修課程修了者等又は旧外出介護研修修了者が派遣される場合 基礎研修課程修了者等又は旧外出介護研修修了者が派遣される場合の単位数

(ii) 重度訪問介護研修修了者であって身体障害者の直接支援業務の従事経験を有する者が派遣される場合 重度訪問介護研修修了者であって身体障害者の直接支援業務の従事経験を有する者が派遣される場合の単位数

イ 居宅介護計画上基礎研修課程修了者等又は旧外出介護研修修了者が派遣されることとされている場合に、事業所の事情によりそれ以外の居宅介護従業者が派遣される場合

(i) 初任者研修課程修了者等が派遣される場合 基礎研修課程修了者等又は旧外出介護研修修了者が派遣される場合の単位数

(ii) 重度訪問介護研修修了者であって身体障害者の直接支援業務の従事経験を有する者が派遣される場合 重度訪問介護研修修了者であって身体障害者の直接支援業務の従事経験を有する者が派遣される場合の単位数

ウ 居宅介護計画上重度訪問介護研修修了者であって身体障害者の直接支援業務の従事経験を有する者が派遣されることとされている場合に、事業所の事情によりそれ以外の居宅介護従業者が派遣される場合

重度訪問介護研修修了者であって身体障害者の直接支援業務の従事経験を有する者が派遣される場合の単位数

### (二)「家事援助中心型」又は「通院等介助(身体介護を伴わない場合)」

ア 居宅介護計画上初任者研修課程修了者等又は生活援助従事者研修課程修了者が派遣されることとされている場合に、事業所の事情によりそれ以外の従業者が派遣される場合

基礎研修課程修了者等、重度訪問介護研修修了者又は旧外出介護研修修了者が派遣される場合の単位数

イ 居宅介護計画上基礎研修課程修了者等、重度訪問介護研修修了者又は旧外出介護研修修了者が派遣されることとされている場合に、事業所の事情によりそれ以外の従業者が派遣される場合

基礎研修課程修了者等、重度訪問介護研修修了者又は旧外出介護研修修了者が派遣される場合の単位数

## (三)「通院等乗降介助」

ア 居宅介護計画上次任者研修課程修了者等が派遣されることとされている場合に、事業所の事情によりそれ以外の従業者が派遣される場合

基礎研修課程修了者等、重度訪問介護研修修了者又は旧外出介護研修修了者が派遣される場合の単位数

イ 居宅介護計画上次任者研修課程修了者等、重度訪問介護研修修了者又は旧外出介護研修修了者が派遣されることとされている場合に、事業所の事情によりそれ以外の従業者が派遣される場合 基礎研修課程修了者等、重度訪問介護研修修了者又は旧外出介護研修修了者が派遣される場合の単位数

## ⑪ 指定居宅介護事業所等と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定居宅介護事業所等と同一の建物(以下「同一敷地内建物等」という。)等に居住する利用者に対する取扱いについて

指定居宅介護事業所、共生型居宅介護事業所又は基準該当居宅介護事業所(以下「指定居宅介護事業所等」という。)の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定居宅介護事業所等と同一の建物(以下この注において「同一敷地内建物等」という。)に居住する利用者(指定居宅介護事業所等における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上に居住する建物に居住する者を除く。)又は指定居宅介護事業所等における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物(同一敷地内建物等を除く。)に居住する者に対して、指定居宅介護等を行った場合は、所定単位数に代えて、所定単数の100分の90に相当する単位数を算定し、指定居宅介護事業所等における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する者に対して、指定居宅介護等を行った場合は、所定単位数に代えて、所定単数の100分の85に相当する単位数を算定する。

## (一) 同一敷地内建物等の定義

注9の2における「同一敷地内建物等」とは、当該指定居宅介護事業所等と構造上又は外形上、一体的な建築物及び同一敷地内並びに隣接する敷地(当該指定居宅介護事業所等と建築物が道路等を挟んで設置している場合を含む。)にある建築物のうち効率的なサービス提供が可能なものを指すものである。具体的には、一体的な建築物として、当該建物の1階部分に指定居宅介護事業所等がある場合や当該建物と渡り廊下でつながっている場合など、同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物として、同一敷地内にある別棟の建築物や幅員の狭い道路を挟んで隣接する場合などが該当するものであること。

(二) 同一の建物に20人以上居住する建物(同一敷地内建物等を除く。以下同じ。)の定義

ア 「当該指定居宅介護事業所等における利用者が同一建物に20人以上居住する建物」とは、(一)に該当するもの以外の建築物を指すものであり、当該建築物に当該指定居宅介護事業所等の利用者が20人以上居住する場合に該当し、同一敷地内にある別棟の建物や道路を挟んで隣接する建物の利用者数を合算するものではない。

イ この場合の利用者数は、1月間(暦月)の利用者数の平均を用いる。この場合、1月間の利用者数の平均は、当該月における1日ごとの該当する建物に居住する利用者の合計を、当該月の日数で除して得た値とする。この平均利用者数の算定に当たっては、小数点以下を切り捨てるものとする。

(三) 当該減算は、指定居宅介護事業所等と建築物の位置関係により、効率的なサービス提供が可能であることを適切に評価する趣旨であることに鑑み、本減算の適用については、位置関係のみをもって判断することがないよう留意すること。具体的には、次のような場合を一例として、サービス提供の効率化につながらない場合には、減算を適用すべきではないこと。

(同一敷地内建物等該当しないものの例)

- ・ 同一敷地であっても、広大な敷地に複数の建物が点在する場合
- ・ 隣接する敷地であっても、道路や河川などに敷地が隔てられており、横断するために迂回しなければならない場合

(四) (一)及び(二)のいずれの場合においても、同一の建物については、当該建築物の管理、運営法人が当該指定居宅介護事業所等の指定居宅介護事業者等と異なる場合であっても該当するものであること。

## (五) 同一敷地内建物等に50人以上居住する建物の定義

ア 同一敷地内建物等のうち、当該同一敷地内建物等における当該指定居宅介護事業所等の利用者が50人以上居住する建物の利用者全員に適用されるものである。

イ この場合の利用者数は、1月間(暦月)の利用者数の平均を用いる。この場合、1月間の利用者数の平均は、当該月における1日ごとの該当する建物に居住する利用者の合計を、当該月の日数で除して得た値とする。この平均利用者数の算定に当たっては、小数点以下を切り捨てるものとする。

## ⑫ 2 人の居宅介護従業者による居宅介護の取扱い等について

(一) 2 人の居宅介護従業者による居宅介護について、それぞれの居宅介護従業者が行う居宅介護について所定単位数が算定される場合のうち、こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める要件並びに厚生労働大臣が定める要件(平成 18 年厚生労働省告示第 546 号。以下「第 546 号告示」という。)第 1 号イに該当する場合としては、体重が重い利用者に入浴介助等の重介護を内容とする居宅介護を提供する場合等が該当し、第 1 号ハに該当する場合としては、例えば、エレベーターのない建物の 2 階以上の居室から歩行困難な利用者を外出させる場合等が該当するものであること。したがって、単に安全確保のために深夜の時間帯に 2 人の居宅介護従業者によるサービス提供を行った場合は、利用者側の希望により利用者や家族の同意を得て行った場合を除き、この取扱いは適用しない。

(二) 居宅介護従業者のうち 1 人が基礎研修課程修了者等、重度訪問介護研修修了者又は旧外出介護研修修了者である場合の取扱い

派遣された 2 人の居宅介護従業者のうちの 1 人が基礎研修課程修了者等、重度訪問介護研修修了者又は旧外出介護研修修了者で、1 人がそれ以外の者である場合については、基礎研修課程修了者等、重度訪問介護研修修了者又は旧外出介護研修修了者については、基礎研修課程修了者等が派遣される場合の単位数(当該居宅介護従業者が重度訪問介護研修修了者又は旧外出介護研修修了者である場合には、それぞれ重度訪問介護研修修了者が派遣される場合の単位数又は旧外出介護研修修了者が派遣される場合の単位数)を、それ以外のヘルパーについては所定単位数を、それぞれ別に算定すること。

## ⑬ 早朝、夜間、深夜の居宅介護の取扱いについて

早朝、夜間、深夜の居宅介護の取扱いについては、原則として、実際にサービス提供を行った時間帯の算定基準により算定されるものであること。

ただし、基準額の最小単位(最初の 30 分とする。)までは、サービス開始時刻が属する時間帯の算定基準により算定すること(サービス開始時刻が属する時間帯におけるサービス提供時間が 15 分未満である場合には、多くの時間を占める時間帯の算定基準により算定すること)。また、基準額の最小単位以降の 30 分単位の中で時間帯をまたがる場合には、当該 30 分の開始時刻が属する時間帯により算定すること(当該 30 分の開始時刻が属する時間帯におけるサービス提供時間が 15 分未満である場合には、当該 30 分のうち、多くの時間帯の算定基準により算定すること)。なお、「家事援助」については、基準額の最小単位以降の 15 分単位の中で時間帯をまたがる場合には、当該 15 分の開始時刻が属する時間帯により算定すること(当該 15 分の開始時刻が属する時間帯におけるサービス提供時間が 8 分未満である場合には、当該 15 分のうち、多くの時間帯の算定基準により算定すること)。

また、「通院等乗降介助」については、サービス開始時刻が属する時間帯の算定基準により算定すること(サービス開始時刻が属する時間帯におけるサービス提供時間(運転時間を除く。)が 15 分未満である場合には、多くの時間(運転時間を除く。)を占める時間帯の算定基準により算定すること)。

## ⑭ 特定事業所加算の取扱いについて

特定事業所加算の各算定要件については、次に定めるところによる。

### (一) 体制要件

#### ア 計画的な研修の実施

こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準(平成 18 年厚生労働省告示第 543 号。以下「第 543 号告示」という。)第 1 号イ(1)の「居宅介護従業者ごとに研修計画を作成」又は同号ニ(2)の「サービス提供責任者ごとに研修計画を作成」については、当該事業所における サービス従事者の資質向上のための研修内容の全体像と当該 研修実施のための勤務体制の確保を定めるとともに、居宅介護 従業者又はサービス提供責任者について**個別具体的な研修の 目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画を策定しなければならない。**

#### イ 会議の定期的開催

第 543 号告示第 1 号イ(2)(一)の「利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該指定居 宅介護事業所又は当該共生型居宅介護事業所における居宅介護従業者の技術指導を目的とした会議」とは、サービス提供責任者が主宰し、登録ヘルパーも含めて、当該事業所においてサービス提供に当たる居宅介護従業者のすべてが参加するものでなければならない。また、実施に当たっては、全員が一堂に 会して開催する必要はなく、サービス提供責任者ごとにいくつかのグループ別に分かれて開催することで差し支えない。

なお、利用者に対して、原則として土日、祝日、お盆、年末 年始を含めた年間を通して時間帯を問わずにサービス提供を 行っている事業所においては、サービス提供責任者が従業者一人ひとりと個別に、又は数人ごとに開催する方法により開催することで差し支えない。

また、会議の開催状況については、その概要を記録しなければならない。なお、「定期的」とは、概ね 1 月に 1 回以上開催 されている必要がある。

会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるもの とする。ただし、障害を有する者が参加する場合には、その障 害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。なお、個人情報保護 委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。

#### ウ 文書等による指示及びサービス提供後の報告

第 543 号告示第 1 号イ(2)(二)の「当該利用者に関する情報や サービス提供に当たっての留意事項」とは、**少なくとも、次に 掲げる事項について、その変化の動向を含め、記載しなければ ならない。**

- ・ **利用者の A D L や意欲**
- ・ **利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望**
- ・ **家族を含む環境**
- ・ **前回のサービス提供時の状況**
- ・ **その他サービス提供に当たって必要な事項**

「前回のサービス提供時の状況」を除く事項については変更 があった場合に記載することで足りるものとし、1 日のうち、 同一の居宅介護従業者が同一の利用者に複数回訪問する場合であって、利用者の体調の急変等、特段の事情がないときは、 当該利用者に係る文書等の指示及びサービス提供後の報告を 省略することも差し支えないものとする。

サービス提供責任者が事業所に不在時のサービス提供に係る文書等による指示及びサービス提供後の報告については、サ ービス提供責任者が事前に 1 括指示を行い、適宜事後に報告を受けることも差し支えないものとする。この場合、前回のサ ービス提供時の状況等については、居宅介護従業者の間で引継ぎ を行う等、適切な対応を図るとともに、利用者の体調の急変等 の際の対応のためサービス提供責任者との連絡体制を適切に確保すること。

同(二)の「文書等の確実な方法」とは、直接面接しながら文書 を手交する方法のほか、F A X、メール等によることも可能で ある。

また、利用者に対して、原則として土日、祝日、お盆、年末 年始を含めた年間を通して時間帯を問わずにサービス提供を 行っている事業所においては、サービス提供責任者の勤務時間 外にもサービス提供が行われることから、サービス提供責任者の勤務時間内に対応可能な範囲での伝達で差し支えない。

#### エ 定期健康診断の実施

第 543 号告示第 1 号イ(3)の健康診断等については、労働安 全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)により定期に実施することが義務付けられた「常時使用する労働者」に該当しない居宅介護従業者も含めて、少なくとも 1 年以内ごとに 1 回、事業主の 費用負担により実施しなければならない。新たに、加算を算定 しようとする場合にあっては、少なくとも 1 年以内に当該健康 診断等が実施されることが計画されていることをもって足りるものとする。

#### オ 緊急時における対応方法の明示

第 543 号告示第 1 号イ(4)の「明示」については、当該事業 所における緊急時等の対応方針、緊急時の連絡先及び対応可能 時間等を記載した文書を利用者に交付し、説明を行うもの とする。なお、交付すべき文書については、重要事項説明書等に当 該内容を明記することをもって足りるものとする。

#### カ 熟練した居宅介護従業者の同行による研修

第 543 号告示第 1 号イ(5)の「熟練した居宅介護従業者の同 行による研修」については、サービス提供責任者又はサービス 提供責任者と同等と認められる居宅介護従業者(当該利用者の 障害特性を理解し、適切な介護を提供できる者であり、かつ、当該利用者へのサービスについて利用者から十分な評価がある居宅介護従業者)が、新規に採用した従業者に対し、適切な指導を行うものとする。

## (二) 人材要件

### ア 居宅介護従業者要件

第 543 号告示第 1 号イ(6)の介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者及び 1 級課程修了者の割合については、前年度(3 月を除く。)又は届出日の属する月の前 3 月の 1 月当たりの実績の平均について、常勤換算方法により算出した数を用いて算出するものとする。

なお、介護福祉士、実務者研修修了者又は介護職員基礎研修 課程修了者若しくは 1 級課程修了者とは、各月の前月の末日時 点で資格を取得している又は研修の課程を修了している者 とすること。

看護師等の資格を有する者については、1 級課程の全科目を 免除することが可能とされていたことから、1 級課程又は居宅 介護職員初任者研修課程を修了したとされた看護師等につ いては、同(6)の要件に含むものとする。

また、同(6)の「常勤の居宅介護従業者」とは、サービス提供 時間に含まれるすべての常勤の居宅介護従業者が対象となる。

なお、常勤の居宅介護従業者とは、事業所で定めた勤務時間 (1 週間に勤務すべき時間数が 32 時間を下回る場合は 32 時間 を基本とする。)のすべてを勤務している居宅介護従業者を いう。

### イ サービス提供責任者要件

第 543 号告示第 1 号イ(7)の「実務経験」は、サービス提供 責任者としての従事期間ではなく、在宅や施設を問わず介護に 関する業務に従事した期間をいうものであり、資格取得又 は研 修修了前の従事期間も含めるものとする。

「5 年以上の実務経験を有する実務者研修修了者、介護職員 基礎研修修了者若しくは 1 級課程修了者」について、看護師等 の資格を有する者については、1 級課程の全科目を免除す ることが可能とされていたことから、1 級課程又は居宅介護職員初 任者研修課程を修了したとされた看護師等については、同(7)の 要件に含むものとする。

また、同(8)については、指定障害福祉サービス基準第 5 条 第 2 項の規定により常勤のサービス提供責任者を 2 人配置する こととされている事業所において、同項ただし書により常 勤の サービス提供責任者を 1 人配置し、非常勤のサービス提供責任 者を常勤換算方法で必要とされる員数配置することで基準を 満たすことになるが、本要件を満たすためには、常勤の サービス提供責任者を 2 人以上配置しなければならないとしている ものである。

なお、同号ニ(3)については、指定障害福祉サービス基準第 5 条第 2 項の規定により配置されることとされている常勤のサービス提供責任者が 2 人以下の指定居宅介護事業所又は共生 型居宅介護事業所であって、基準により配置することとされて いる常勤のサービス提供責任者の数(サービス提供責任者の配置について、常勤換算方法を採用する事業所を除く。)を上回 る数の常勤のサービス提供責任者を 1 人以上配置しなければならないこととしているものである。

### (三) 重度障害者対応要件

第 543 号告示第 1 号イ(9)の障害支援区分 5 以上である者又は 同号ニ(4)の障害支援区分 4 以上である者、喀痰吸引等(口腔内 の喀痰吸引、鼻腔内の喀痰吸引、気管カニューレ内部の喀 痰吸 引、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養又は経鼻経管栄養をい う。以下同じ。)を必要とする者、児童福祉法第 7 条第 2 項に規 定する重症心身障害児及び児童福祉法に基づく指定通 所支援 及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準 (平成 24 年厚生労働省告示第 122 号) 別表障害児通所給付費 等単位数表第 1 の 1 の表(以下「スコア表」という。) の項目の 欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である障害 児 (以下「重度障害児」という。)の割合については、前年度(3 月を除く。)又は届出日の属する月の前 3 月の 1 月 当たりの実 績の平均について、利用実人員を用いて算定するものとする。

また、本要件に係る割合の計算において、喀痰吸引等を必要 とする者及び重度障害児の人数を算入できる事業所は、社会福 祉士及び介護福祉士法の規定に基づき、自らの事業又はそ の一 環として喀痰吸引等の業務を行うための登録を受けているも のに限られること。

## (四) 割合の計算方法

(二)アの職員の割合及び(三)の利用実人員の割合の計算は、次の取扱いによるものとする。

**ア 前年度の実績が 6 月に満たない事業所(新たに事業を開始 し、又は再開した事業所を含む。)については、前年度の実績に よる加算の届出はできない ものとする。**

**イ 前 3 月の実績により届出を行った事業所については、届出 を行った月以降においても、直近 3 月間の職員又は利用者の割合 につき、毎月継続的に 所定の割合を維持しなければならない。**

**また、その割合については、毎月ごとに記録するものとし、 所定の割合を下回った場合については、直ちに第 1 の 5 の届出 を提出しなければならない。**

## (五) 経過措置

令和 6 年 3 月 31 日において第 543 号告示第 1 号イ、ハ又はニ の適用を受けている事業所に係る同号イ、ハ又はニの適用につ いては、令和 9 年 3 月 31 日までの間、なお従前の例に よることができる。

# 介護給付費 居宅介護

## ⑮ 特別地域加算の取扱いについて

特別地域加算を算定する利用者に対して、指定障害福祉サービス 基準第 31 条第 5 号に規定する通常の事業の実施地域を越えてサービス提供した場合、指定障害福祉サービス基準第 21 条第 3 項に規定する交通費の支払いを受けることはできないこととする。

## ⑯ 緊急時対応加算の取扱いについて

(一)「緊急に行った場合」とは、居宅介護計画に位置付けられていない居宅介護(身体介護が中心である場合及び通院等介助(身体 介護を伴う場合)が中心である場合に限る。)を、利用者又はその家族等から要請を受けてから 24 時間以内に行った場合をいうものとする。

(二)当該加算は、1 回の要請につき 1 回を限度として算定できるものとする。

(三)当該加算の対象となる居宅介護の所要時間については、③(一)及び(二)の規定は適用されないものとする。したがって、所要時間が 20 分未満であっても、30 分未満の身体介護中心型の所定単位数 の算定及び当該加算の算定は可能であり、当該加算の対象となる 居宅介護と当該居宅介護の前後に行われた居宅介護の間隔が 2 時間未満であった場合であっても、それぞれの所要時間に応じた 所定単位数を算定する(所要時間を合算する必要はない)ものとする。

(四)緊急時対応加算の対象となる指定居宅介護等の提供を行った 場合は、指定障害福祉サービス基準第 19 条に基づき、要請のあった時間、要請の内容、当該居宅介護の提供時刻及び緊急時対応 加算の算定対象である旨等を記録するものとする。

(五)市町村により地域生活支援拠点等(法第 77 条第 4 項に規定する地域生活支援拠点等をいう。以下同じ。)として位置付けられていること並びに市町村及び法第 77 条第 3 項第 1 号に規定する 関係機関(以下「拠点関係機関」という。)との連携及び調整に従事する者(以下「連携担当者」という。)を 1 名以上配置している ことを都道府県知事又は市町村長に届け出た指定居宅介護事業 所等の場合、1 回につき定める単位数に、さらに 50 単位を加算 するものとする。

なお、市町村が当該事業所を地域生活支援拠点等として位置付 けるに当たっては、地域生活支援拠点等の整備主体である市町村 と事業所とで事前に協議し、当該事業所から市町村に 対して地域 生活支援拠点等の機能を担う届出等を提出した後に、市町村から 事業者に対して地域生活支援拠点等の機能を担うことを通知等 により確認するとともに、市町村及び事業者 は、協議会(法第 89 条の 3 第 1 項に規定する協議会をいう。以下同じ。)等の協議の 場で共有するなど、地域生活支援拠点等に位置付けられたことを 積極的に周知すること。

さらに、連携担当者は、緊急時の対応における連携のみではなく、平時から地域生活支援拠点等のコーディネート機能を担う相 談支援事業所等の拠点関係機関との情報連携に努める こととし、行政機関や 3 の(7)の⑤の(一)に規定する拠点コーディネーターと の日常的な情報連携や地域における地域生活支援拠点等に係る 会議体や協議会へ積極的に参画すること。

## ⑰ 初回加算の取扱いについて

(一)本加算は、利用者が過去 2 月に、当該指定居宅介護事業所等か ら指定居宅介護等の提供を受けていない場合に算定されるものである。

(二)サービス提供責任者が、居宅介護に同行した場合については、 指定障害福祉サービス基準第 19 条に基づき、同行訪問した旨を 記録するものとする。また、この場合において、当該 サービス提 供責任者は、居宅介護に要する時間を通じて滞在することは必ず しも必要ではなく、利用者の状況等を確認した上で、途中で現場を離れた場合であっても、算定は可能である。

## ⑱ 利用者負担上限額管理加算の取扱いについて

報酬告示第 1 の 3 の利用者負担上限額管理加算の注中、「利用者 負担額合計額の管理を行った場合」とは、利用者が、利用者負担合 計額の管理を行う指定障害福祉サービス事業所、指定障害者支援施 設等又は共生型障害福祉サービス事業所以外の障害福祉サービス を受けた際に、上限額管理を行う事業所等が当該利用者の負担額合 計額の管理を行った場合をいう。なお、負担額が負担上限額を実際に超えているか否かは算定の条 件としない。

## ⑲ 福祉専門職員等連携加算について

(一)「利用者の心身の状況等の評価を当該社会福祉士等と共同して 行い、かつ、居宅介護計画を作成した場合」とは、サービス提供 責任者が当該利用者に関わったサービス事業所、指定障害者支援 施設等又は医療機関等の社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉 士、理学療法士、公認心理師、作業療法士、言語聴覚士、看護師、 保健師等の国家資格を有する者(以下 「社会福祉士等」という。)との連携に基づき、利用者の日常生活において介助等を必要とする行為について、居宅介護従業者が当該行為を可能な限り、より 適切に行うことができるよう、利用者が有する能力、現在の状況、 その改善及び維持の可能性の評価等(以下「アセスメント」という。)を勘案した上で居宅介護従業者が提供する指定居宅介護等 の内容を定めた居宅介護計画を作成した場合をいう。

(二)社会福祉士等は、利用者の同意を得た上で、居宅介護計画が利用者の障害特性及び、社会福祉士等が既に把握している利用者個 人の状態や状況に応じたより適切な計画となるように、サービス 提供責任者に対して詳細な情報提供を行うこと。

(三)社会福祉士等は、(一)の「アセスメント」及び(二)の当該利用者の 特性に関する情報を踏まえて、サービス提供責任者に具体的な助 言を行い、居宅介護計画の作成に協力すること。

(四)本加算は、社会福祉士等が居宅介護事業所のサービス提供責任 者と同時時間帯に訪問する初回の日から起算して 90 日以内で上限 3 回まで、当該居宅介護計画に基づき支援した回数に 応じて所定 単位数を加算する。

(五)指定居宅介護事業所等からサービス事業所、指定障害者支援施 設等、医療機関等への支払いは、個々の契約に基づくものとする。

⑳ 福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加 算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについ て福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加 算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の内容につい ては、別途通知(「福祉・介護職員処遇改善加算等に関する基本的考 え方並びに事務処理手順及び様式例 の提示について」(令和 6 年 3 月 26 日付け障障発 0326 第 4 号、こ支障第 86 号厚生労働省社会・ 援護局障害保健福祉部障害福祉課長、こども家庭庁支援局障害児 支援課長通知))を参 照すること。

# 介護給付費 重度訪問介護

## 留意事項通知

### (2) 重度訪問介護サービス費 ① 重度訪問介護の対象者について

(一) 病院等に入院又は入所をしている障害者以外の障害者に対して提供した場合

区分 4 以上に該当し、次のア又はイのいずれかに該当する者

ア 2 肢以上に麻痺等がある者であって、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成 26 年厚生労働省令第 5 号。)別表第 1 における調査項目のうち「歩行」、「移乗」、「排尿」、「排便」のいずれもが「支援が不要」以外に認定されているもの② 重度訪問介護サービス費の算定について

イ 行動関連項目合計点数(第 543 号告示第 4 号に規定する行動関連項目合計点数をいう。以下同じ。)が 10 点以上である者

(二) 病院等に入院又は入所をしている障害者に対して提供した場合

(一)のうち、区分 4 以上に該当し、病院等へ入院又は入所する前から重度訪問介護を利用している者

### ② 重度訪問介護サービス費の算定について

重度訪問介護は、重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって、常時介護を要するものに対して、比較的長時間にわたり、日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援とともに、食事や排せつ等の身体介護、調理や洗濯等の家事援助、コミュニケーション支援や家電製品等の操作等の援助及び外出時における移動中の介護が、総合的かつ断続的に提供されるような支援をいうものである。

したがって、重度訪問介護については、比較的長時間にわたり、日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援とともに、身体介護や家事援助等の援助が断続的に行われることを総合的に評価して設定しており、同一の事業者がこれに加えて身体介護及び家事援助等の居宅介護サービス費を算定することはできないものであること。

ただし、当該者にサービスを提供している事業所が利用者の希望する時間帯にサービスを提供することが困難である場合であって、他の事業者が身体介護等を提供する場合にあっては、この限りでない。

また、外出時において、行動援護サービスを利用する場合の方が適している場合にあっては、重度訪問介護に加えて、行動援護サービス費を算定することは差し支えないこととする。

なお、病院等に入院又は入所中の障害者に重度訪問介護を行った場合の重度訪問介護サービス費の算定については以下のとおりとする。

(一) 病院等に入院又は入所中には、健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)の規定による療養の給付や介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)の規定による介護給付等(以下「他法給付」という。)が行われることなどから、重度訪問介護により提供する支援は、利用者が病院等の職員と意思疎通を図る上で必要な支援等を基本とする。なお、意思疎通の支援の一環として、例えば、適切な体位交換の方法を病院等の職員に伝えるため、重度訪問介護従業者が病院等の職員と一緒に直接支援を行うことも想定されることに留意されたい。

なお、他法給付のうち、健康保険法の規定による療養の給付を受けている患者については、保険医療機関及び保険医療養担当規則(昭和 32 年厚生省令第 15 号)第 20 条第 7 号において、「保険医は、患者の負担により、患者に保険医療機関の従業員以外の者による看護を受けさせてはならない。」と、介護保険法の規定による介護給付を受けている入所者等についても、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成 11 年厚生省令第 40 号)等において、「介護老人保健施設は、その入所者に対して、入所者の負担により、当該介護老人保健施設の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。」等と規定されている。

このため、病院等に入院又は入所中の利用者に対する重度訪問介護の提供に当たっては、病院等との連携のもとに行うことを報酬算定上の要件としている。当該要件は、重度訪問介護により具体的にどのような支援を行うかについて、個々の利用者の症状等に応じて、病院等で提供される治療等に影響がないように病院等の職員と十分に調整した上で行う必要があるために設けたものであることに留意されたい。

また、入院又は入所中の病院等からの外出する場合の支援(他法給付と重複しないものに限る。)についても重度訪問介護を利用できるものであることに留意されたい。

(二) 重度訪問介護従業者は、利用者との意思疎通を図ることができる者とする。

(三) 入院又は入所中の病院等における支援等に当たっては、原則として、指定重度訪問介護事業所等と当該病院等が、利用者の病状等や病院等が行う治療等及び重度訪問介護の支援の内容について共有した上で行うこととする。

(四) 入院又は入所した病院等において利用を開始した日から起算して 90 日を超えて支援を行う場合は、障害者へのコミュニケーション支援等の必要性について、市町村が認めた場合に限り、所定単位数の 100 分の 80 に相当する単位数を算定する。90 日を超える利用に当たっては、30 日ごとに、重度訪問介護の必要性について市町村が認める必要があるものとする。

また、当該日数について、入院又は入所していた病院等から利用者が転院する等により、意思疎通の支援等の必要性が改めて認められる場合にあっては、転院先の病院等において利用を開始した日から改めて起算するものとする。

### ③ 重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって常時介護を要する者に対する重度訪問介護について

ア ①の(一)のイに規定する者については、行動障害に専門性を有する行動援護事業者等によるアセスメントや環境調整などを行った上で、重度訪問介護を行った場合に所定単位数が算定できるものであること。

イ 従業者については、専門性を確保するため、重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程(指定居宅介護の提供に当たる者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの等(平成 18 年厚生労働省告示第 538 号。以下「居宅介護従業者基準」という。))の別表第 5 に定める内容以上の研修課程をいう。)、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)(居宅介護従業者基準別表第 5 に定める内容以上のものをいう。)、強度行動障害支援者養成研修(実践研修)又は行動援護従業者養成研修(居宅介護従業者基準別表第 8 に定める内容以上の研修課程をいう。)を修了していることが望ましい。

# 介護給付費 重度訪問介護

ウ 重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程及び強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)は、アセスメントを理解してサービスを提供する上で必要な研修と位置づけているところであり、アセスメントを行う側の研修ではないことから、これらの研修のみを修了した者については、アに定める「行動障害に専門性を有する行動援護事業者等によるアセスメントや環境調整を行う者」としては望ましくない。

(一)短時間に集中して支援を行うという業務形態を踏まえて短時間サービスが高い単価設定となっている居宅介護に対し、重度訪問介護については、同一箇所に長時間滞在しサービス提供を行うという業務形態を踏まえ、重度訪問介護従業者の1日当たりの費用(人件費及び事業所に係る経費)を勘案し8時間を区切りとする単価設定としているものである。また、8時間を超えるサービス提供を行う場合には、事業所の管理コストが逓減することを踏まえ、8時間までの報酬単価の95%相当額を算定することとしているものである。したがって、同一の事業者が、1日に複数回の重度訪問介護を行う場合には、1日分の所要時間を通算して算定する。この場合の1日とは、0時から24時までを指すものであ④ 重度訪問介護の所要時間について、翌日の0時以降のサービス提供分については、所要時間1時間から改めて通算して算定する。また、1日の範囲内に複数の事業者が重度訪問介護を行う場合には、それぞれの事業者ごとに1日分の所要時間を通算して算定する。

(例) 1日に、所要時間7時間30分、7時間30分の2回行う場合

→ 通算時間7時間30分+7時間30分=15時間

→ 算定単位「所要時間12時間以上16時間未満の場合」

(二)1回のサービスが午前0時をまたいで2日にわたり提供される場合、午前0時が属する30分の範囲内における午前0時を超える端数については、1日目の分に含めて算定する。

(例) 22時45分から6時45分までの8時間の連続するサービス

・22時45分から0時15分までの時間帯の算定方法1日目分1時間30分として算定

・0時15分から6時45分までの時間帯の算定方法2日目分6時間30分として算定

(三)重度訪問介護にかかる報酬は、事業者が作成した重度訪問介護計画に基づいて行われるべき指定重度訪問介護等に要する時間により算定されることとなるが、当該重度訪問介護計画の作成に当たっては、支給量が30分を単位として決定されること、また、報酬については1日分の所要時間を通算して算定されることを踏まえ、決定された時間数が有効に活用されるよう、利用者の希望等を十分に踏まえることが重要である。

## ⑤ 特に重度の障害者に対する加算の取扱いについて

重度訪問介護従業者養成研修(居宅介護従業者基準の別表第3に定める内容以上の研修課程又は別表第4に定める内容以上の研修課程をいう。)を修了した者が、①の?ア及び?に規定する者のうち、重度障害者等包括支援の対象となる支援の度合にある者に対して重度訪問介護を行った場合にあっては所定単位数の100分の15に相当する単位数を、区分6に該当する者に対して重度訪問介護を行った場合にあっては所定単位数の100分の8.5に相当する単位数を、それぞれ所定単位数に加算する。

なお、重度訪問介護従業者養成研修(居宅介護従業者基準第1条第5号に規定する重度訪問介護従業者養成研修をいう。)を修了した者が、加算対象となる重度障害者に対して重度訪問介護を行う場合は、当該加算対象者に対する緊急時の対応等についての付加的な研修である重度訪問介護従事者養成研修追加課程(居宅介護従業者基準の別表第3に定める内容以上の研修課程をいう。)又は重度訪問介護従業者養成研修統合課程(居宅介護従業者基準の別表第4に定める内容以上の研修課程をいう。)を修了している場合についてのみ所定単位数が算定できるものであること。

## ⑥ 2人の重度訪問介護従業者による重度訪問介護の取扱い等について

(一)2の(1)の③の(一)の規定を準用する。

(二)2人の重度訪問介護従業者による重度訪問介護について、それぞれの重度訪問介護従業者が行う重度訪問介護について所定単位数が算定される「指定重度訪問介護事業所等に勤務する熟練した重度訪問介護従業者の同行が必要であると認められる場合」のうち、第546号告示第2号イについては、区分6の利用者に対する支援が、当該重度訪問介護事業所に新規に採用された従業者(利用者への支援が1年未満となることが見込まれる者及び採用からおよそ6か月を経過した従業者は除く。以下「新任従業者」という。)であるために、意思疎通や適切な体位交換などの必要なサービス提供が十分に受けられないことがないよう、当該利用者への支援に熟練した重度訪問介護従業者(当該利用者の障害特性を理解し、適切な介護が提供できる者であり、かつ、当該利用者へのサービスについて利用者から十分な評価がある重度訪問介護従業者のことをいう。以下「熟練従業者」という。)が同行してサービス提供を行うことについて、市町村が認める場合を指す。

当該算定に係る考え方は以下のとおりである。

ア 区分6の利用者に対し、重度訪問介護を提供した新任従業者ごとに、120時間以内に限り、所定単位数を算定する。ただし、原則として、1人の区分6の利用者につき、年間で3人の従業者について算定できるものとする。ただし、地域の重度訪問介護従業者の従事状況等の事情により、市町村が認めた場合には、3人を超えて算定できることとする。

イ 熟練従業者が複数の新任従業者と同行した場合の時間に制限はない。

ウ 熟練従業者が同行して支援を行うことの必要性や、当該期間については、利用者の状態像や新任従業者の経験等を踏まえて判断されるものである。

エ 新任従業者が複数の区分6の利用者に支援を行う場合、当該利用者に行う同行支援の合計時間が120時間を超えることは認められない。

# 介護給付費 重度訪問介護

## ⑥ 2 人の重度訪問介護従業者による重度訪問介護の取扱い等について

(三) 2 人の重度訪問介護従業者による重度訪問介護について、それぞれの重度訪問介護従業者が行う重度訪問介護について所定単位数が算定される「指定重度訪問介護事業所等に勤務する熟練した重度訪問介護従業者の同行が必要であると認められる場合」のうち、第 546 号告示第 2 号口については、当該重度訪問介護事業所において重度障害者等包括支援の対象となる支援の度合にある者への支援に初めて従事する従業者(利用者への支援が 1 年未満となることが見込まれる者は除く。)が支援を行うために、専門的な支援技術が必要とする利用者に対し、意思疎通や適切な体位交換などの必要なサービス提供が十分に受けられないことがないよう、当該利用者への支援に熟練した重度訪問介護従業者が同行してサービス提供を行うことについて、市町村が認める場合を指す。

当該算定に係る考え方は以下のとおりである。

ア 重度障害者等包括支援の対象となる支援の度合にある者に対し、初めて重度訪問介護を提供した従業者ごとに、120 時間以内に限り、所要単位数を算定する。原則として、1 人の重度障害者等包括支援の対象となる支援の度合にある者につき、年間で 3 人の従業者について算定できるものとする。ただし、地域の重度訪問介護従業者の従事状況等の事情により、市町村が認めた場合には、3 人を超えて算定できることとする。

イ 熟練従業者が複数の従業者と同行した場合の時間に制限はない。

ウ 熟練従業者が同行して支援を行うことの必要性や、当該期間については、利用者の状態像や従業者の経験等を踏まえて判断されるものである。

エ 従業者が複数の重度障害者等包括支援の対象となる支援の度合にある者に支援を行う場合、当該利用者に行う同行支援の合計時間が 120 時間を超えることは認められない。

## ⑦ 早朝、夜間、深夜の重度訪問介護の取扱いについて

早朝、夜間、深夜の重度訪問介護の取扱いについては、原則として、実際にサービス提供を行った時間帯の算定基準により算定されるものであること。

ただし、基準額の最小単位(最初の 1 時間とする。)までは、サービス開始時刻が属する時間帯の算定基準により算定すること(サービス開始時刻が属する時間帯におけるサービス提供時間が 30 分未満である場合には、多くの時間を占める時間帯の算定基準により算定すること。)。また、基準額の最小単位以降の 30 分単位の中で時間帯をまたがる場合には、当該 30 分の開始時刻が属する時間帯により算定すること(当該 30 分の開始時刻が属する時間帯におけるサービス提供時間が 15 分未満である場合には、当該 30 分のうち、多くの時間帯の算定基準により算定すること。)。

## ⑧ 特定事業所加算の取扱いについて

イ 文書等による指示

第 543 号告示第 5 号イ(2)(二)の「当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項」とは、少なくとも、次に掲げる事項について、その変化の動向を含め、記載しなければならない。

- ・ 利用者の A D L や意欲
- ・ 利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望
- ・ 家族を含む環境
- ・ 前月(又は留意事項等に変更があった時点)のサービス提供時の状況
- ・ その他サービス提供に当たって必要な事項

また、「毎月定期的」とは、当該サービス提供月の前月末に当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項を伝達すること。

なお、「文書等の確実な方法」とは、直接面接しながら文書を手交する方法のほか、F A X、メール等によることも可能である。

ウ サービスの提供体制

第 543 号告示第 5 号イ(6)の「常時、重度訪問介護従業者の派遣が可能となっており、現に深夜帯も含めてサービス提供を行っていること。」とは、前月の実績において、夜間、深夜、早朝の時間帯についてもサービスが提供されており、また、指定障害福祉サービス基準第 31 条第 3 号に規定する営業日及び営業時間において、土日、祝日、お盆、年末年始を含めた年間を通して時間帯を問わずに重度訪問介護従業者の派遣が可能となっている事業所をいう。

なお、届出を行った月以降においても、土日、祝日、お盆、年末年始を含めた年間を通して、時間帯を問わずにサービスを提供していることが必要であり、サービスが提供できない場合については、直ちに第 1 の 5 の届出を提出しなければならない。

## エ 重度障害者対応要件

第 543 号告示第 5 号イ(10)の障害支援区分 5 以上である者又は喀痰吸引等を必要とする者の割合については、前年度(3 月を除く。)又は届出日の属する月の前 3 月の 1 月当たりの実績の平均について、利用実人員を用いて算定するものとする。

また、本要件に係る割合の計算において、喀痰吸引等を必要とする者を算入できる事業所は、社会福祉士及び介護福祉士法の規定に基づき、自らの事業又はその一環として喀痰吸引等の業務を行うための登録を受けているものに限られること。

オ その他の規定については、2 の(1)の⑭(一)のイ及びウ及び⑮を除く。)の規定を準用する。

# 介護給付費 重度訪問介護

## ⑨ 特別地域加算の取扱いについて

報酬告示第 2 の注 10 の特別地域加算については、2 の(一)の⑮の規定を準用する。

## ⑩ 緊急時対応加算の取扱いについて

報酬告示第 2 の注 11 の緊急時対応加算については、2 の(一)の⑯の規定を準用する。

## ⑪ 移動介護加算の取扱いについて

(一) 外出時における移動中の介護(以下「移動介護」という。)を行う場合には、外出のための身だしなみ等の準備、移動中及び移動先における確認等の追加的業務が加わることを踏まえ、一定の加算を行うこととしているものであるが、これらの業務については、外出に係る移動時間等が長時間になった場合でも大きく変わる支援内容ではないことから、4 時間以上実施される場合は一律の評価としているものである。このため、1 日に、移動介護が 4 時間以上実施されるような場合にあっては、「所要時間 3 時間以上の場合」の単位を適用する。

(二) 同一の事業者が、1 日に複数回の移動介護を行う場合には、1 日分の所要時間を通算して報酬算定する。また、1 日に複数の事業者が移動介護を行う場合には、それぞれの事業者ごとに 1 日分の所要時間を通算して算定する。

## ⑫ 移動介護緊急時支援加算の取扱いについて

(一) 本加算は、重度訪問介護従業者が利用者を自らの運転する車両に乗車させて走行させる場合であって、当該車両を駐停車して、必要な支援を緊急に行った場合のものであり、所定単位数を算定するに当たっては、道路運送法等他の法令等に留意すること。

(二) 「その他の必要な支援」とは、常時介護を要する者の障害の特性に起因して生じうる緊急の支援であり、例えば、重度の知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者に対する制御の対応などをいう。

(三) 1 日に複数の事業者が同一利用者に対して、移動介護緊急時支援加算を算定する場合は、事業者がそれぞれ所定単位数を算定する。

## ⑬ 初回加算の取扱いについて

報酬告示第 2 の 3 の初回加算については、2 の?の⑰の規定を準用する。

## ⑭ 利用者負担上限額管理加算の取扱いについて

報酬告示第 2 の 4 の利用者負担上限額管理加算については、2 の(一)の⑱の規定を準用する。

## ⑮ 行動障害支援連携加算の取扱いについて

(一) 利用者の引継ぎを行う場合にあっては、「重度訪問介護の対象拡大に伴う支給決定事務等に係る留意事項について」(平成 26 年 3 月 31 日付け障障発 0331 第 8 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「重訪対象拡大通知」という。)を参照し行うこと。なお、引継ぎを受けた指定重度訪問介護事業所等のサービス提供責任者については、当該引継ぎ内容を従業者に対し、周知すること。

(二) 行動障害支援連携加算については、支援計画シート等(重訪対象拡大通知 1 の?に規定する「支援計画シート」及び「支援手順書 兼 記録用紙」をいう。以下同じ。)を作成した者(以下(4)の③において「作成者」という。)における指定重度訪問介護事業所等のサービス提供責任者に対する費用の支払いを評価しているものであることから、作成者と指定重度訪問介護事業所等のサービス提供責任者が同一人の場合は、加算は算定できないものであること。

## ⑯ 入院時支援連携加算の取扱いについて

(一) 報酬告示第 2 の 5 の 3 の入院時支援加算については、病院又は診療所に入院する前から重度訪問介護を受けていた利用者が当 該病院又は診療所に入院することが決まった後、当該利用者が入 院する前までに、重度訪問介護事業所の職員が当該病院又は診療 所を訪問し、当該利用者に係る必要な情報の提供及び当該病院又 は診療所と当該重度訪問介護事業所が連携して入院時の支援を行うために必要な調整を行った場合(以下「入院前の事前調整」という。)に、重度訪問介護事業所の業務に対し評価を行うものであること。

(二) 重度訪問介護事業所において、事前に、当該利用者の障害等の 状況、入院中の支援における留意点、特別なコミュニケーション 支援の必要性及びその理由、重度訪問介護従業者による支援内容 等を記載した入院時情報提供書を作成し、重度訪問介護事業所の 職員が当該病院又は診療所を訪問した際、この入院時情報提供書 により入院前の事前調整を行うこと。なお、この入院時情報提供 書については、当該利用者の支援に関わる計画相談支援事業所や 複数の重度訪問介護事業所が共同して作成することや、これらの 事業所の一つが代表して作成することも可能であること。また、この入院時情報提供書については、当該利用者及び家族の同意の 上、病院又は診療所に提供すること。

(三) 入院前の事前調整においては、当該利用者の障害の状態や介助 方法(体位変換、食事、排泄等)、障害特性を踏まえた病室等の環 境調整(ベッド等の配置など)、入院中の生活や退院後の生活の 希望などを情報提供するとともに、重度訪問介護従業者による支 援に関する具体的な内容及び当該支援の留意点を確認すること。

(四) 当該利用者が入院前から複数の重度訪問介護事業者の従業者 から支援を受けており、入院中も引き続き、複数の重度訪問介護 事業者の従業者が当該利用者に重度訪問介護を提供する場合で、 かつ、利用者の支援にあたる複数の重度訪問介護事業所の職員が 入院前の事前調整に参加した場合は、この入院前の事前調整に参 加した重度訪問介護事業所ごとに、当該加算が算定されること。

(五) 入院前の事前調整には、できる限り、当該利用者やその家族も 同席できるように配慮すること。

## 留意事項通知

### (3) 同行援護サービス費

#### ① 同行援護の対象者について

第 543 号告示に定める別表第 1 に掲げる調査項目の項の各欄の区分に応じ、それぞれの調査項目に係る利用者の状況をそれぞれ同表の 0 点の項から 2 点の項までに当てはめて算出した点数のうち、移動障害の欄に係る点数が 1 点以上であり、かつ、移動障害以外の欄に係る点数のいずれかが 1 点以上に該当する者

#### ② サービス内容

同行援護は、視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供(代筆・代読を含む。)するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行うものである。

なお、事前に利用者の行動特徴、日常的な生活パターン等について情報収集し、援護に必要なコミュニケーションツールを用意するなど準備する必要がある。

#### ③ 同行援護従業者の資格要件ごとの所定単位数等の取扱いについて

(一) 同行援護従業者養成研修一般課程修了者(相当する研修課程修了者を含む。)→「所定単位数」

(二) 初任者研修課程修了者等及び視覚障害者外出介護従業者養成研修修了者であって、視覚障害を有する身体障害者又は障害児の福祉に関する事業(直接処遇に限る。)に 1 年以上従事した経験を有する者。→「所定単位数」

(三) 厚生労働大臣が定める者並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者(平成 18 年厚生労働省告示第 556 号。以下「第 556 号告示」という。)第 10 号に定める介護給付費等単位数表第 10 の 1 の注 2 の 2 の厚生労働大臣が定める従業者(厚生労働省組織規則(平成 13 年厚生労働省令第 1 号)第 625 条に規定する国立障害者リハビリテーションセンターの学院に置かれる視覚障害学科(国立障害者リハビリテーションセンター学院養成訓練規程(昭和 55 年厚生省告示第 4 号)第 4 条第 1 項に規定する視覚障害学科をいう。)の教科を修了した者又はこれに準ずる視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修了した者)→「所定単位数」

(四) 令和 3 年 3 月 31 日において、視覚障害及び聴覚障害を有する障害者等に対して盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業(地域生活支援事業通知の「盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業」をいう。)に従事し、視覚障害及び聴覚障害を有する障害者等に対して支援を行った経験を有する者(以下「盲ろう者向け通訳・介助員」という。)で、令和 6 年 3 月 31 日において同行援護の事業を行う事業所の従業員であった者→「所定単位数の 100 分の 90 に相当する単位数」

(五) 基礎研修課程修了者等であって、視覚障害を有する身体障害者又は障害児の福祉に関する事業(直接処遇に限る。)に 1 年以上従事した経験を有する者→「所定単位数の 100 分の 90 に相当する単位数」

#### ④ 盲ろう者の支援に対する加算の取扱いについて

盲ろう者向け通訳・介助員(都道府県地域生活支援事業における「盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業」による研修の修了者等であって、令和 3 年 3 月 31 日時点で盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業において、視覚障害及び聴覚障害を有する障害者等に対して支援を行った経験を有しない者を含む。)が、①に規定する者のうち、聴覚障害の程度が身体障害者福祉法施行規則(昭和 25 年厚生省令第 15 号)別表第 5 号に掲げる身体障害者障害程度等級表の 6 級に相当する障害を有する者(以下「盲ろう者」という。)に対して同行援護を行った場合にあっては所定単位数の 100 分の 25 に相当する単位数を、所定単位数に加算する。なお、盲ろう者向け通訳・介助員が同行援護従業者養成研修(一般課程)を修了していない場合は、本加算と③の?の減算を併せて算定する必要があることに留意すること。

#### ⑤ 2 人の同行援護従業者による同行援護の取扱い等について

2 人の同行援護従業者による同行援護について、それぞれの同行援護従業者が行う同行援護について所定単位数が算定される場合のうち、第 546 号告示の第 1 号イに該当する場合としては、移動中や外出先等において、体重が重い利用者に排泄介助等を提供する場合等が該当し、第 1 号ハに該当する場合としては、例えば、エレベーターのない建物の 2 階以上の居室等から歩行困難な利用者を移動や外出させる場合等が該当するものであること。したがって、単に安全確保のために深夜の時間帯に 2 人の同行援護従業者によるサービス提供を行った場合は、利用者側の希望により利用者や家族の同意を得て行った場合を除き、この取扱いは適用しない。

#### ⑥ 同行援護従業者のうち 1 人が基礎研修課程修了者等又は盲ろう者向け通訳・介助員である場合の取扱いについて

派遣された 2 人の同行援護従業者のうち 1 人が基礎研修課程修了者等又は盲ろう者向け通訳・介助員で、1 人がそれ以外のものである場合について、基礎研修課程修了者等又は盲ろう者向け通訳・介助員が派遣される場合の単位数を、それ以外のヘルパーについては所定単位数を、それぞれ別に算定する。

#### ⑦ 同行援護の所要時間について

1 日に同行援護を複数回算定する場合にあっては、概ね 2 時間以上の間隔を空けなければならないものとする。居宅介護等の別のサービス類型を使う場合は、間隔が 2 時間未満の場合もあり得るが、短時間のサービスを組み合わせることにより高い単価を複数回算定することは適当ではないことから、同行援護の利用の間隔が 2 時間未満の場合は、前後の同行援護を 1 回として算定する。なお、身体の状況等により、やむを得ず短時間の間隔で短時間のサービス提供を行わなければならない場合や、別の事業者の提供する同行援護との間隔が 2 時間未満である場合はこの限りではない。

留意事項通知

## ⑧ 早朝、夜間、深夜の同行援護の取扱いについて

早朝、夜間、深夜の同行援護の取扱いについては、原則として、実際にサービス提供を行った時間帯の算定基準により算定されるものであること。

ただし、基準額の最小単位(最初の 30 分とする。)までは、サービス開始時刻が属する時間帯の算定基準により算定すること(サービス開始時刻が属する時間帯におけるサービス提供時間が 15 分未満である場合には、多くの時間を占める時間帯の算定基準により算定すること。)。また、基準額の最小単位以降の 30 分単位の中で時間帯がまたがる場合には、当該 30 分の開始時刻が属する時間帯により算定すること(当該 30 分の開始時刻が属する時間帯におけるサービス提供時間が 15 分未満である場合には、当該 30 分のうち、多くの時間帯の算定基準により算定すること。)。

なお、土日祝日等におけるサービス提供を行った場合であっても、土日祝日等を想定した加算はないこと。

## ⑨ 特定事業所加算の取扱いについて

第 543 告示の第 9 号イ(6)の「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者（平成 18 年厚生労働省告示第 548 号）第 9 号に規定する者であって、視覚障害及び聴覚障害が重複している障害者等に対して法第 78 条第 1 項に規定する特に専門性の高い意思疎通支援を行う者を養成する事業に参加し、都道府県知事から視覚障害及び聴覚障害が重複している障害者等への支援に必要な知識及び技術を有する者と認める旨の証明書の交付を受けたものの占める割合」については、2 の(3)の③の(四)に該当する者は含まない。

また、第 543 号告示第 9 号イ(9)の障害支援区分 5 以上である者又は同号ニ(4)の障害支援区分 4 以上である者、喀痰吸引等を必要とする者の割合については、前年度(3 月を除く。)又は届出日の属する月の前 3 月の 1 月当たりの実績の平均について、利用実人員を用いて算定するものとする。本要件に係る割合の計算において、喀痰吸引等を必要とする者を算入できる事業所は、社会福祉士及び介護福祉士法の規定に基づき、自らの事業又はその一環として喀痰吸引等の業務を行うための登録を受けているものに限られること。なお、その他の規定については、2 の(1)の⑭ ((三)を除く。)の規定を準用する。

## 留意事項通知

### (4) 行動援護サービス費

#### ① 行動援護の対象者について

区分 3 以上に該当する者であって、行動関連項目合計点数が 10 点以上(障害児にあっては、これに相当する支援の度合)である者

#### ② サービス内容について

行動援護は、知的障害又は精神障害により行動上著しい困難がある者に対して、居宅内や外出時における次のようなサービスを行うものである。

事前に利用者の行動特徴、日常生活パターン、感覚の過敏性 等について情報収集し、援護に必要なコミュニケーションツールを用意するなど準備し、それらを活用して適切に支援を行うための 支援計画シート等を作成するとともに、支援内容を記録用紙に記録する必要がある。

##### (一) 予防的対応

ア 行動の予定が分からない等のため、不安定になったり、不安を紛らわすために不適切な行動が出ないよう、あらかじめ日常生活の行動の順番や、外出する場合の目的地、道順、目的地での行動などを、言葉以外のコミュニケーション手段も用いて説明し、落ち着いた行動がとれるように理解させること

イ 視覚、聴覚等に与える影響が行動障害の引き金となる場合に、本人の視界に入らないよう工夫するなど、どんな条件のときに行動障害が起こるかを熟知したうえで環境調整を行う等の予防的対応等を行うことなど

##### (二) 制御的対応

ア 何らかの原因で本人が行動障害を起こしてしまった時に本人や周囲の人の安全を確保しつつ行動障害を適切におさめること

イ 危険であることを認識できないために突然飛び出してしまうといった不適切な行動、自分を傷つける行為を適切におさめること

ウ 本人の意思や思い込みにより、突然動かなくなったり、特定のものに強いこだわりを示すなど極端な行動を引き起こす際の対応

##### (三) 身体介護的対応

ア 便意の認識ができない者の介助や排便後の後始末等の対応

イ 食事を摂る場合の食事介助      ウ 入浴及び衣服の着脱介助など

### ③ 単価適用の留意点

行動援護で提供されるサービスは、その性格上、一般的に半日の範囲内にとどまると想定されるが、8 時間以上実施されるような場合にあっては、「7 時間 30 分以上の場合」の単位を適用する。

また、行動援護は、主として日中に行われるサービスであることから、早朝・夜間・深夜の加算は算定されないので留意されたい。

### ④ 所定単位数等の取扱いについて

行動援護従業者養成研修課程修了者又は強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者であって、知的障害者、知的障害児又は精神障害者の直接支援業務に 1 年以上の従事経験を有する者が行動援護を行う場合に所定単位数を算定する。ただし、令和 3 年 3 月 31 日において初任者研修課程修了者等であって、知的障害者、知的障害児又は精神障害者の直接支援業務に 2 年以上の従事経験を有する者にあっては、令和 9 年 3 月 31 日までの間は、当該基準に適合するものとみなす。

### ⑤ 支援計画シート等の作成に係る業務が適切に行われていない場合の所定単位数の算定について(支援計画シート等未作成減算)

#### (一) 算定される単位数

所定単位数の 100 分の 95 とする。なお、当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数の 100 分の 95 となるものでないことに留意すること。

(二) 支援計画シート等未作成減算については、行動障害を有する者への支援について、関係者間で必要な情報を共有し、一貫性のある支援を行うために、支援計画シート等を作成することが重要であることに鑑み、支援計画シート等の作成が適切に行われていない場合に、報酬告示の規定に基づき、介護給付費を減算することとしているものである。

#### (三) 支援計画シート等未作成減算の具体的取扱い

具体的には、次のいずれかに該当する月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで、次のいずれかに該当する利用者につき減算するものであること。

ア サービス提供責任者等による指揮の下、支援計画シート等が作成されていないこと。

イ 支援計画シート等の作成に係る一連の業務が適切に行われていないこと。

### ⑥ 2 人の行動援護従業者による行動援護の取扱い等について

2 の(1)の⑫の(一)の規定を準用する。

## ⑦ 特定事業所加算の取扱いについて

### (一) 医療・教育等の関係機関との連携

ア 告示第 543 号第 13 号イ(2)の(三)について、サービス提供責任者が行動援護計画、支援計画シート及び支援手順書（以下「行動援護計画等」という。）の作成及び利用者に対する交付にあたっては、あらかじめ当該利用者又は家族等の同意を得て、病院、企業、保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校等の関係機関の職員と連絡調整を行い、支援に必要な利用者に関する情報の提供を受けた上で行うこと。なお、直接、関係機関への聞き取りが難しい場合は、家族や相談支援専門員等を通じて必要な情報の提供を受けること。また、支援に必要な利用者の情報の提供を受けた場合には、相手や日時、その内容の要旨及び行動援護計画等に反映させるべき内容を記録しておくこと。

イ 医療機関や教育機関等の関係機関と連携した支援を行うために、関係機関との日常的な連絡調整に努めること。

ウ 利用者の状態や支援方法等を記録した文書を関係機関に提供する場合には、当該利用者又は家族の同意を得ること。

### (二) 重度障害者対応要件

第 543 号告示第 13 号イ(9)の障害支援区分 5 以上である者、同 号ニ(4)の障害支援区分 4 以上である者、喀痰吸引等を必要とする者又は行動関連項目合計点数が十八点以上である者の割合については、前年度(3 月を除く。)又は届出日の属する月の前 3 月の 1 月当たりの実績の平均について、利用実人員を用いて算定するものとする。

また、本要件に係る割合の計算において、喀痰吸引等を必要とする者を算入できる事業所は、社会福祉士及び介護福祉士法の規定に基づき、自らの事業又はその一環として喀痰吸引等の業務を行うための登録を受けているものに限られること。

(三) その他の規定については、2 の(1)の⑭ (三を除く。)の規定を準用する。

(四) 令和 6 年 3 月 31 日において第 543 号告示第 13 号の適用を受けている事業所に係る同号の適用については、令和 9 年 3 月 31 日までの間、なお従前の例によることができる。

厚生労働省

令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 10 月 31 日 障発第 1031001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）【新旧対照表】

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202214\\_00009.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202214_00009.html)

# 介護給付費 関係告示 特定事業所加算 居宅介護

○厚生労働大臣が定める基準(平成十八年九月二十九日)(厚生労働省告示第五百四十三号)

厚生労働大臣が定める基準

一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号)別表介護給付費等単位数表(以下「介護給付費等単位数表」という。)(第1の1の**居宅介護サービス費**の注12の厚生労働大臣が定める基準

## イ 特定事業所加算(1)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 当該指定居宅介護事業所又は共生型居宅介護事業所の全ての居宅介護従業者(登録型の居宅介護従業者(あらかじめ指定居宅介護事業所又は共生型居宅介護事業所に登録し、当該事業所から指示があった場合に、直接、当該指示を受けた利用者の居宅を訪問し、指定居宅介護又は共生型居宅介護を行う居宅介護従業者をいう。))を含む。以下同じ。))に対し、居宅介護従業者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修(外部における研修を含む。))を実施又は実施を予定していること。
- (2) 次に掲げる基準に従い、指定居宅介護又は共生型居宅介護が行われていること。
  - (一) 利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該指定居宅介護事業所又は共生型居宅介護事業所における居宅介護従業者の技術指導を目的とした会議を定期的に開催すること。
  - (二) 指定居宅介護又は共生型居宅介護の提供に当たっては、サービス提供責任者が、当該利用者を担当する居宅介護従業者に対し、当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項を文書等の確実な方法により伝達してから開始するとともに、サービス提供終了後、担当する居宅介護従業者から適宜報告を受けること。
- (3) 当該指定居宅介護事業所又は共生型居宅介護事業所の全ての居宅介護従業者に対し、健康診断等を定期的に実施すること。
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十一号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。)(第三十一条第六号(指定障害福祉サービス基準第四十三条の四において準用する場合を含む。))に掲げる緊急時等における対応方法が利用者に明示されていること。
- (5) 当該指定居宅介護事業所又は共生型居宅介護事業所の新規に採用した全ての居宅介護従業者に対し、熟練した居宅介護従業者の同行による研修を実施していること。
- (6) 当該指定居宅介護事業所又は共生型居宅介護事業所の居宅介護従業者の総数のうち介護福祉士の占める割合が百分の三十以上若しくは指定障害福祉サービス基準第五条及び第七条又は第四十三条の二第一号の規定により置くべき従業者(以下「指定居宅介護等従業者」という。))のうち介護福祉士、社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)第四十条第二項第二号の指定を受けた学校又は養成施設において一月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得した者(以下「実務者研修修了者」という。)、介護保険法施行規則の一部を改正する省令(平成二十四年厚生労働省令第二十五号)による改正前の介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)第二十二条の二十三に規定する介護職員基礎研修課程を修了した者(以下「介護職員基礎研修課程修了者」という。))及び指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものの一部を改正する告示(平成二十五年厚生労働省告示第百四号)による改正前の指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成十八年厚生労働省告示第五百三十八号)第一条第二号に掲げる居宅介護従業者養成研修の一級課程を修了した者(以下「一級課程修了者」という。))の占める割合が百分の五十以上又は前年度若しくは算定日が属する月の前三月間における指定居宅介護又は共生型居宅介護のサービス提供時間のうち常勤の居宅介護従業者によるサービス提供時間の占める割合が百分の四十以上であること。
- (7) 当該指定居宅介護事業所又は共生型居宅介護事業所の全てのサービス提供責任者が三年以上の実務経験を有する介護福祉士又は五年以上の実務経験を有する実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者若しくは一級課程修了者であること。
- (8) 指定障害福祉サービス基準第五条第二項(指定障害福祉サービス基準第四十三条の四において準用する場合を含む。以下同じ。))の規定により一人を超えるサービス提供責任者を配置することとされている事業所にあつては、常勤のサービス提供責任者を二名以上配置していること。
- (9) 前年度又は算定日が属する月の前三月間における指定居宅介護又は共生型居宅介護の利用者(障害児を除く。))の総数のうち障害支援区分五以上である者、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則(昭和六十二年厚生省令第四十九号)第一条各号に掲げる行為を必要とする者(当該指定居宅介護事業所又は共生型居宅介護事業所が社会福祉士及び介護福祉士法附則第二十七条第一項の登録を受けている場合に限る。以下「喀痰吸引等を必要とする者」という。))並びに児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第七条第二項に規定する重症心身障害児及び児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成二十四年厚生労働省告示第百二十二号)別表障害児通所給付費等単位数表第一の一の表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である障害児(二の(4)において「重症心身障害児等」という。))の占める割合が百分の三十以上であること。

## ロ 特定事業所加算(Ⅱ)

イの(1)から(5)までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、(6)又は(7)及び(8)のいずれかに適合すること。

## ハ 特定事業所加算(Ⅲ)

イの(1)から(5)まで及び(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

## ニ 特定事業所加算(Ⅳ)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) イの(2)から(5)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (2) 指定居宅介護事業所又は共生型居宅介護事業所の全てのサービス提供責任者に対し、サービス提供責任者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修(外部における研修を含む。)を実施又は実施を予定していること。
- (3) 指定障害福祉サービス基準第五条第二項の規定により配置することとされている常勤のサービス提供責任者が二人以下の指定居宅介護事業所又は共生型居宅介護事業所であって、同項の規定により配置することとされているサービス提供責任者を常勤により配置し、かつ、同項に規定する基準を上回る数の常勤のサービス提供責任者を一人以上配置していること。
- (4) 前年度又は算定日が属する月の前三月間における利用者(障害児を除く。)の総数のうち障害支援区分四以上である者、喀痰吸引等を必要とする者及び重症心身障害児等の占める割合が百分の五十以上であること。

# 介護給付費 関係告示 特定事業所加算 重度訪問介護

## 五 介護給付費等単位数表の第2の1の**重度訪問介護サービス費**の注9の厚生労働大臣が定める基準

### イ 特定事業所加算(Ⅰ)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 当該指定重度訪問介護事業所又は共生型重度訪問介護事業所の全ての重度訪問介護従業者(登録型の重度訪問介護従業者(あらかじめ指定重度訪問介護事業所又は共生型重度訪問介護事業所に登録し、当該事業所から指示があった場合に、直接、当該指示を受けた利用者の居宅を訪問し、指定重度訪問介護又は共生型重度訪問介護を行う重度訪問介護従業者をいう。)を含む。以下同じ。)に対し、重度訪問介護従業者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修(外部における研修を含む。)を実施又は実施を予定していること。
- (2) 次に掲げる基準に従い、指定重度訪問介護又は共生型重度訪問介護が行われていること。
  - (一) 利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達若しくは当該指定重度訪問介護事業所又は共生型重度訪問介護事業所における重度訪問介護従業者の技術指導を目的とした会議の定期的な開催又はサービス提供責任者が重度訪問介護従業者に対して個別に利用者に関する情報若しくはサービスに当たっての留意事項の伝達や技術指導を目的とした研修を必要に応じて行っていること。
  - (二) 指定重度訪問介護又は共生型重度訪問介護の提供に当たっては、サービス提供責任者が、当該利用者を担当する重度訪問介護従業者に対し、毎月定期的に当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項を文書等の確実な方法により伝達するとともに、当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項に変更があった場合も同様に伝達を行っていること。
- (3) 当該指定重度訪問介護事業所又は共生型重度訪問介護事業所の全ての重度訪問介護従業者に対し、健康診断等を定期的実施すること。
- (4) 指定障害福祉サービス基準第三十一条第六号に掲げる緊急時等における対応方法が利用者に明示されていること。
- (5) 当該指定重度訪問介護事業所又は共生型重度訪問介護事業所の新規に採用した全ての重度訪問介護従業者に対し、熟練した重度訪問介護従業者の同行による研修を実施していること。
- (6) 指定重度訪問介護又は共生型重度訪問介護のサービス提供に当たり、常時、重度訪問介護従業者の派遣が可能となっており、現に深夜帯も含めてサービス提供を行っていること。
- (7) 当該指定重度訪問介護事業所又は共生型重度訪問介護事業所の重度訪問介護従業者の総数のうち介護福祉士の占める割合が百分の三十以上若しくは指定居宅介護等従業者のうち介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者及び一級課程修了者の占める割合が百分の五十以上又は前年度若しくは算定日が属する月の前三月間における指定重度訪問介護又は共生型重度訪問介護のサービス提供時間のうち常勤の重度訪問介護従業者によるサービス提供時間の占める割合が百分の四十以上であること。
- (8) 当該指定重度訪問介護事業所又は共生型重度訪問介護事業所の全てのサービス提供責任者が三年以上の実務経験を有する介護福祉士又は五年以上の実務経験を有する実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者若しくは一級課程修了者又は重度訪問介護従業者として六千時間以上の指定重度訪問介護又は共生型重度訪問介護の実務経験を有する者であること。
- (9) 指定障害福祉サービス基準第七条において準用する第五条第二項の規定により一人を超えるサービス提供責任者を配置することとされている事業所にあつては、常勤のサービス提供責任者を二名以上配置していること。
- (10) 前年度又は算定日が属する月の前三月間における指定重度訪問介護又は共生型重度訪問介護の利用者の総数のうち、障害支援区分五以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が百分の五十以上であること。

### ロ 特定事業所加算(Ⅱ)

イの(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、(7)又は(8)及び(9)のいずれかに適合すること。

### ハ 特定事業所加算(Ⅲ)

イの(1)から(6)まで及び(10)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

# 介護給付費 関係告示 特定事業所加算 同行援護

## 九 介護給付費等単位数表第3の1の同行援護サービス費の注7の厚生労働大臣が定める基準

### イ 特定事業所加算(Ⅰ)

#### 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 当該指定同行援護事業所の全ての同行援護従業者(登録型の同行援護従業者(あらかじめ指定同行援護事業所に登録し、当該事業所から指示があった場合に、直接、当該指示を受けた利用者の居宅を訪問し、指定同行援護を行う同行援護従業者をいう。)を含む。以下同じ。)に対し、同行援護従業者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修(外部における研修を含む。)を実施又は実施を予定していること。
- (2) 次に掲げる基準に従い、指定同行援護が行われていること。
  - (一) 利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該指定同行援護事業所における同行援護従業者の技術指導を目的とした会議を定期的に開催すること。
  - (二) 指定同行援護の提供に当たっては、サービス提供責任者が、当該利用者を担当する同行援護従業者に対し、当該利用者に関する情報やサービスの提供に当たっての留意事項を文書等の確実な方法により伝達してから開始するとともに、サービス提供終了後、担当する同行援護従業者から適宜報告を受けること。
- (3) 当該指定同行援護事業所の全ての同行援護従業者に対し、健康診断等を定期的に実施すること。
- (4) 指定障害福祉サービス基準第三十一条第六号に掲げる緊急時等における対応方法が利用者に明示されていること。
- (5) 当該同行援護事業者の新規に採用した全ての同行援護従業者に対し、熟練した同行援護従業者の同行による研修を実施していること。
- (6) 当該指定同行援護事業所の同行援護従業者の総数のうち介護福祉士の占める割合が百分の三十以上、指定居宅介護等従業者のうち介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者及び一級課程修了者の占める割合が百分の五十以上、前年度若しくは算定日が属する月の前三月間における指定同行援護のサービス提供時間のうち常勤の同行援護従業者によるサービス提供時間の占める割合が百分の四十以上、同行援護従事者の総数のうち指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの第一条第六号に規定する同行援護従業者養成研修(同告示別表第六に係るものに限る。)の課程を修了した者及び厚生労働省組織規則(平成十三年厚生労働省令第一号)第六百二十五条に規定する国立障害者リハビリテーションセンターの学院に置かれる視覚障害学科(国立障害者リハビリテーションセンター学院養成訓練規程(昭和五十五年厚生省告示第四号)第四条第一項に規定する視覚障害学科をいう。)の教科を修了した者その他これに準ずる視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修了した者(以下「国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科修了者等」という。)の占める割合が百分の三十以上又は同行援護従業者の総数のうちこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者(平成十八年厚生労働省告示第五百四十八号)第九号に規定する者であって、視覚障害及び聴覚障害が重複している障害者等に対して障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。)第七十八条第一項に規定する特に専門性の高い意思疎通支援を行う者を養成する事業を行った者から、当該事業における研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたものの占める割合が百分の二十以上であること。
- (7) 当該指定同行援護事業所の全てのサービス提供責任者が三年以上の実務経験を有する介護福祉士、国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科修了者等又は五年以上の実務経験を有する実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者若しくは一級課程修了者であること。
- (8) 指定障害福祉サービス基準第七条において準用する第五条第二項の規定により一人を超えるサービス提供責任者を配置することとされている事業所にあつては、常勤のサービス提供責任者を二名以上配置していること。
- (9) 前年度又は算定日が属する月の前三月間における指定同行援護の利用者(障害児を除く。)の総数のうち障害支援区分五以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が百分の三十以上であること。

### ロ 特定事業所加算(Ⅱ)

#### イの(1)から(5)までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、(6)又は(7)及び(8)のいずれかに適合すること。

### ハ 特定事業所加算(Ⅲ)

#### イの(1)から(5)まで及び(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

### ニ 特定事業所加算(Ⅳ)

#### 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) イの(2)から(5)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (2) 指定同行援護事業所の全てのサービス提供責任者に対し、サービス提供責任者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修(外部における研修を含む。)を実施又は実施を予定していること。
- (3) 指定障害福祉サービス基準第七条において準用する指定障害福祉サービス基準第五条第二項の規定により配置することとされている常勤のサービス提供責任者が二人以下の指定同行援護事業所であつて、同項の規定により配置することとされているサービス提供責任者を常勤により配置し、かつ、同項に規定する基準を上回る数の常勤のサービス提供責任者を一人以上配置していること。
- (4) 前年度又は算定日が属する月の前三月間における利用者(障害児を除く。)の総数のうち障害支援区分四以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が百分の五十以上であること。

## 十三 介護給付費等単位数表の第4の1の**行動援護サービス費**の注6の厚生労働大臣が定める基準

### イ 特定事業所加算(Ⅰ)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 当該指定行動援護事業所の全ての行動援護従業者(登録型の行動援護従業者(あらかじめ指定行動援護事業所に登録し、当該事業所から指示があった場合に、直接、当該指示を受けた利用者の居宅を訪問し、指定行動援護を行う行動援護従業者をいう。)を含む。以下同じ。)に対し、行動援護従業者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修(外部における研修を含む。)を実施又は実施を予定していること。
- (2) 次に掲げる基準に従い、指定行動援護が行われていること。
  - (一) 利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該指定行動援護事業所における行動援護従業者の技術指導を目的とした会議を定期的開催すること。
  - (二) 指定行動援護の提供に当たっては、サービス提供責任者が、当該利用者を担当する行動援護従業者に対し、当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項を文書等の確実な方法により伝達してから開始するとともに、サービス提供終了後、担当する行動援護従業者から適宜報告を受けること。
  - (三) サービス提供責任者が行動援護計画(指定障害福祉サービス基準第四十三条第二項及び第四十八条第二項において準用する指定障害福祉サービス基準第二十六条の規定により作成する計画をいう。)、支援計画シート及び支援手順書(以下「行動援護計画等」という。)の作成及び利用者に対する交付の際、医療機関、教育機関等の関係機関と連絡及び調整を行い、当該関係機関から利用者に関する必要な情報の提供を受けていること。
- (3) 当該指定行動援護事業所の全ての行動援護従業者に対し、健康診断等を定期的実施すること。
- (4) 指定障害福祉サービス基準第三十一条第六号に掲げる緊急時等における対応方法が利用者に明示されていること。
- (5) 当該指定行動援護事業所の新規に採用した全ての行動援護従業者に対し、熟練した行動援護従業者の同行による研修を実施していること。
- (6) 当該指定行動援護事業所の行動援護従業者の総数のうち介護福祉士の占める割合が百分の三十以上若しくは指定居宅介護等従業者のうち介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者及び一級課程修了者の占める割合が百分の五十以上又は前年度若しくは算定日が属する月の前三月間における指定行動援護のサービス提供時間のうち常勤の行動援護従業者によるサービス提供時間の占める割合が百分の四十以上であること。
- (7) 当該指定行動援護事業所の全てのサービス提供責任者が三年以上の実務経験を有する介護福祉士若しくは五年以上の実務経験を有する実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者若しくは一級課程修了者であること又は当該指定行動援護事業所のサービス提供責任者のうち一人以上が別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める研修を修了した者であること。
- (8) 指定障害福祉サービス基準第七条において準用する第五条第二項の規定により一人を超えるサービス提供責任者を配置することとされている事業所にあつては、常勤のサービス提供責任者を二名以上配置していること。
- (9) 前年度又は算定日が属する月の前三月間における指定行動援護の利用者(障害児を除く。)の総数のうち障害支援区分五以上である者、喀痰吸引等を必要とする者及び行動関連項目合計点数が十八点以上である者の占める割合が百分の三十以上であること。

### ロ 特定事業所加算(Ⅱ)

イの(1)から(5)までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、(6)又は(7)及び(8)のいずれかに適合すること。

### ハ 特定事業所加算(Ⅲ)

イの(1)から(5)まで及び(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

### ニ 特定事業所加算(Ⅳ)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) イの(2)から(5)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (2) 指定行動援護事業所の全てのサービス提供責任者に対し、サービス提供責任者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修(外部における研修を含む。)を実施又は実施を予定していること。
- (3) 指定障害福祉サービス基準第七条において準用する指定障害福祉サービス基準第五条第二項の規定により配置することとされている常勤のサービス提供責任者が二人以下の指定行動援護事業所であつて、同項の規定により配置することとされているサービス提供責任者を常勤により配置し、かつ、同項に規定する基準を上回る数の常勤のサービス提供責任者を一人以上配置していること。
- (4) 前年度又は算定日が属する月の前三月間における利用者(障害児を除く。)の総数のうち障害支援区分四以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が百分の五十以上であること。

# 特定事業所加算の算定要件

## 特定事業所加算の算定要件

算定要件について、過去実績により届出を行った事業所は、毎月継続して所定の「割合」を計算してください。

### 平成 21 年度障害福祉サービス報酬改定に係る Q & A (VOL. 2)

#### 【特定事業所加算】 問 2-2

特定事業所加算の算定要件の一つである「従業者の総数のうち、介護福祉士の割合が 100 分の 30 以上」について、居宅介護及び重度訪問介護のように複数のサービスを提供している事業所の場合、「従業者の総数のうち、介護福祉士の割合」をどのように算出するのか。

(答) 居宅介護及び重度訪問介護のように複数のサービスを提供している事業所においては、それぞれのサービスごとに常勤換算人数を用いて、「従業者の総数のうち、介護福祉士の割合」を算出し、それぞれのサービスごとに要件に適合するか否かを判断することとなる。

なお、それぞれのサービスにおける「従業者の総数のうち、介護福祉士の割合」は、「介護福祉士の常勤換算人数」を「従業者全体の常勤換算人数」で除して得られる割合となるが、具体的な計算例は次のとおりであるので参照されたい。

【例】常勤の従業者が勤務すべき時間数が 40 時間(※)の事業所において、前 3 月間の一月当たりの実績の平均割合を用いて「従業者のうち、介護福祉士の占める割合」を算出する場合の例 (A～D は従業者)

A：介護福祉士 居宅介護の勤務延べ時間数 120 h (一月平均 40 h)

B：2 級課程修了者 居宅介護の勤務延べ時間数 30 h (一月平均 10 h)  
重度訪問介護の勤務延べ時間数 90 h (一月平均 30 h)

C：介護福祉士 居宅介護の勤務延べ時間数 30 h (一月平均 10 h)  
重度訪問介護の勤務延べ時間数 30 h (一月平均 10 h)

D：重度訪問介護従業者養成研修課程修了者  
重度訪問介護の勤務延べ時間数 120 h (一月平均 40 h)

- ① 居宅介護事業所における「従業者のうち、介護福祉士の占める割合」
- ・居宅介護事業所における従業者全体の常勤換算人数  
 $60 \text{ h (A40 h + B10 h + C10 h)} \div 40 \text{ h (※)} = 1.5 \text{ 人}$
  - ・居宅介護事業所における介護福祉士の常勤換算人数  
 $50 \text{ h (A40 h + C10 h)} \div 40 \text{ h} = 1.2 \text{ 人 (小数点第 2 位以下切り捨て)}$
  - ・従業者のうち、介護福祉士の占める割合  
 $1.2 \text{ 人} \div 1.5 \text{ 人} = 80.0\%$

この場合、介護福祉士の占める割合が 30% 以上のため要件に適合

- ② 重度訪問介護事業所における「従業者のうち、介護福祉士の占める割合」
- ・重度訪問介護事業所における従業者全体の常勤換算人数  
 $80 \text{ h (B30 h + C10 h + D40 h)} \div 40 \text{ h (※)} = 2.0 \text{ 人}$
  - ・重度訪問介護事業所における介護福祉士の常勤換算人数  
 $10 \text{ h (C10 h)} \div 40 \text{ h} = 0.2 \text{ 人 (小数点第 2 位以下切り捨て)}$
  - ・従業者のうち、介護福祉士の占める割合  
 $0.2 \text{ 人} \div 2.0 \text{ 人} = 10.0\%$

この場合、介護福祉士の占める割合が 30% 未満のため要件に不適合

## 人材要件

- ・従業者の割合で届出を行った事業所は、**サービスごとに**毎月割合を計算してください。
- ・すべてのサービス提供責任者の一定の年数以上の要件で届出を行った事業所は、サービス提供責任者が変更する場合、継続して要件を満たすか確認してください。

| 介護福祉士等の勤務状況(届出用)               |                                                                                                                        |                                 |                               |                               |                         |                  |
|--------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------|------------------|
| サービスの種別                        | <input type="checkbox"/> 居宅介護                                                                                          | <input type="checkbox"/> 重度訪問介護 | <input type="checkbox"/> 行動援護 | <input type="checkbox"/> 同行援護 |                         |                  |
| 該当要件                           | <input type="checkbox"/> 介護福祉士の総数・・・30%以上<br><input type="checkbox"/> 介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者及び1級課程修了者の総数・・・50%以上 |                                 |                               |                               |                         |                  |
| 算出期間                           | <input type="checkbox"/> 前年度(3月を除く)・・・6ヶ月の実績があれば不可<br><input type="checkbox"/> 届出日の属する月の前3ヶ月                           |                                 |                               |                               |                         |                  |
|                                |                                                                                                                        |                                 |                               | 常勤従業者が1週間に勤務すべき時間数            | a                       |                  |
| ※便宜的に各月の1日～28日までの勤務状況によることとする。 |                                                                                                                        |                                 |                               |                               |                         |                  |
| 年 月                            | サービス提供に従事する全従業者(A)                                                                                                     |                                 |                               | Aのうち対象の資格を有する者                |                         |                  |
|                                | 4週合計<br>b                                                                                                              | 週平均の<br>勤務時間<br>c (b÷4)         | 常勤換算数<br>d (c÷a)              | 4週合計<br>e                     | 週平均の<br>勤務時間<br>f (e÷4) | 常勤換算数<br>g (f÷a) |
| 年 月                            |                                                                                                                        |                                 |                               |                               |                         |                  |
| 年 月                            |                                                                                                                        |                                 |                               |                               |                         |                  |
| 年 月                            |                                                                                                                        |                                 |                               |                               |                         |                  |
| 年 月                            |                                                                                                                        |                                 |                               |                               |                         |                  |
| 年 月                            |                                                                                                                        |                                 |                               |                               |                         |                  |
| 年 月                            |                                                                                                                        |                                 |                               |                               |                         |                  |
| 年 月                            |                                                                                                                        |                                 |                               |                               |                         |                  |
| 年 月                            |                                                                                                                        |                                 |                               |                               |                         |                  |
| 年 月                            |                                                                                                                        |                                 |                               |                               |                         |                  |
| 年 月                            |                                                                                                                        |                                 |                               |                               |                         |                  |
| 年 月                            |                                                                                                                        |                                 |                               |                               |                         |                  |
| 年 月                            |                                                                                                                        |                                 |                               |                               |                         |                  |
| 計                              |                                                                                                                        |                                 |                               |                               |                         |                  |
| 一月当たりの<br>常勤換算数                |                                                                                                                        |                                 |                               |                               |                         |                  |

注 「一月当たりの常勤換算数」には、計を用いた月数(11又は3)で除して得た数を、さらにaで除した数を記入すること。(小数点以下第二位を切り捨て)

## 体制要件

(2) (一) 指定居宅介護又は共生型居宅介護の提供に当たっては、サービス提供責任者が、当該利用者を担当する居宅介護従業者に対し、当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項を**文書等の確実な方法による伝達してから開始するとともに**、サービス提供終了後、担当する居宅介護事業者から適宜報告を受けること。(重度訪問介護は毎月定期的に)

ウ 文書等による指示及びサービス提供後の報告

「当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項」とは、**少なくとも、次に掲げる事項について、その変化の動向を含め、記載しなければならない。**

- ・利用者のADL意欲
- ・利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望
- ・家族を含む環境
- ・前回のサービス提供時の状況
- ・その他サービスに当たっての必要な事項

「前回のサービス提供時の状況」を除く事項については、変更があった場合に記載することとで足りる。